

目で見る日本の地方財政 地方財政の状況

令和7年版 地方財政白書ビジュアル版（令和5年度決算）



総務省

MIC

Ministry of Internal Affairs
and Communications

目 次

地方財政の役割	01
令和5年度決算の概況	05
歳入	08
1. 歳入内訳	08
2. 通常収支分と東日本大震災分	09
3. 歳入内訳の推移	10
4. 国税と地方税の割合	11
5. 地方税	11
6. 地方交付税	14
歳出	15
1. 目的別歳出	15
2. 通常収支分と東日本大震災分(目的別歳出)	16
3. 目的別歳出の内訳	17
4. 性質別歳出	19
5. 通常収支分と東日本大震災分(性質別歳出)	20
6. 性質別歳出の内訳	21
財政構造の弾力性	25
1. 経常収支比率	25
2. 実質公債費比率	26
将来の財政負担	27
1. 地方債現在高及び債務負担行為額の推移	27
2. 普通会計が負担すべき借入金残高の推移	27
3. 積立金現在高の推移	28
公営企業等	29
1. 公営企業等の果たす役割	29
2. 公営企業等の事業数	29
3. 決算規模	29
4. 経営状況	30
東日本大震災の影響	31
1. 被災団体における決算の状況	31
2. 被災団体における公営企業等の経営状況	32
地方財政健全化の推進	33
1. 地方公共団体の財政の健全化に関する法律の概要	33
2. 健全化判断比率・資金不足比率の状況	34

- 1 本資料における「純計決算額」は、都道府県(47団体)及び市町村(市町村1,718団体、特別区23団体、一部事務組合1,138団体、広域連合113団体、計2,992団体)の普通会計を取りまとめたものです。
- 2 各項目の計数は、表示単位未満を四捨五入したものです。したがって、その内訳は合計と一致しない場合があります。
- 3 普通会計決算については、平成23年度から通常収支分(全体の決算額から東日本大震災分を除いたもの)と東日本大震災分(東日本大震災に係る復旧・復興事業及び全国防災事業に係るもの)を区分して整理しています。

地方財政の役割

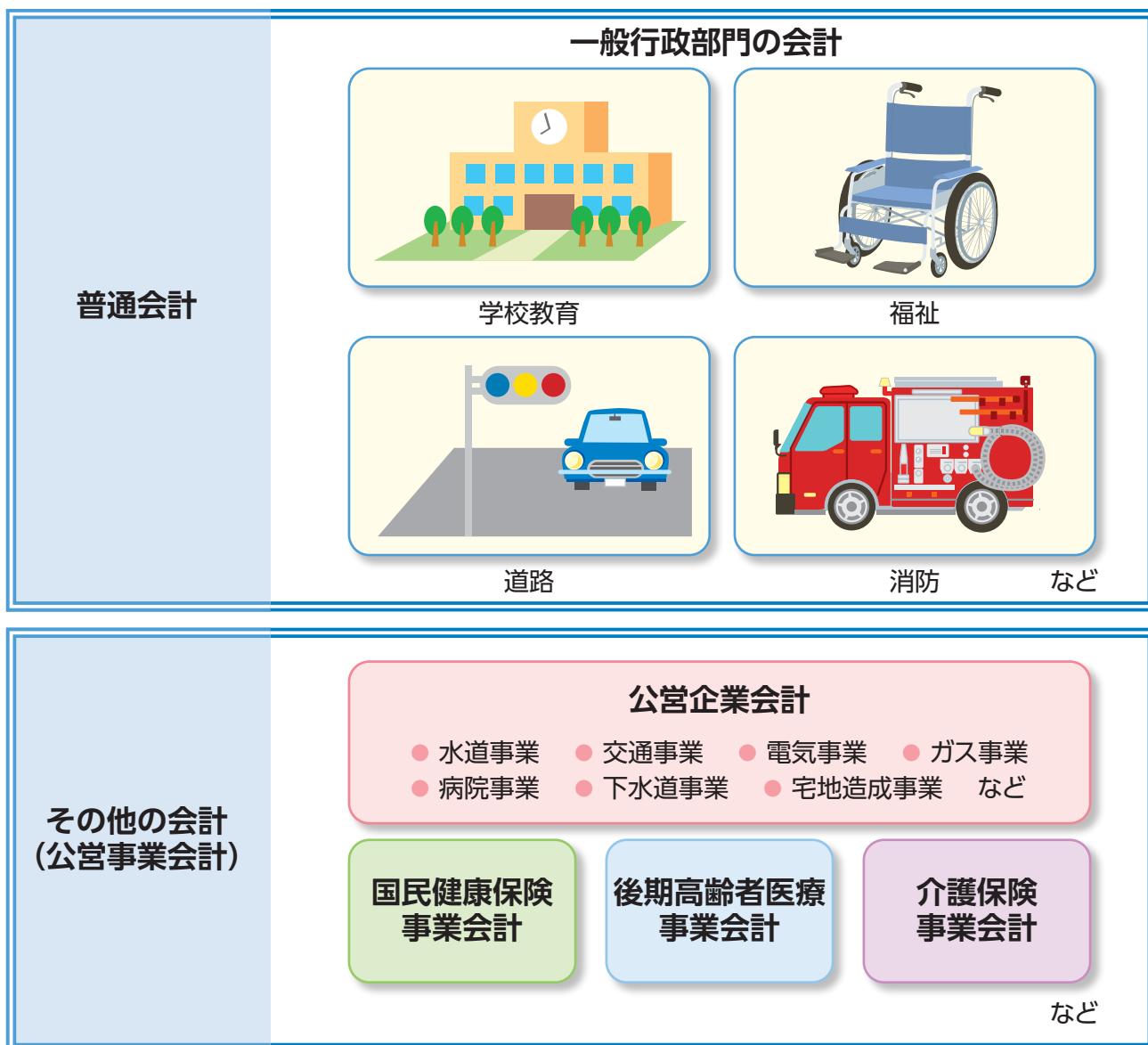
都道府県や市町村は、学校教育や福祉・衛生、警察・消防、道路、下水道などの整備といったさまざまな行政分野の中心的な担い手であり、国民生活に大きな役割を果たしています。

ここでは、個々の地方公共団体の財政の集合である地方財政について、普通会計を中心として、令和5年度の決算の状況、地方公共団体の財政健全化への取組(主に、健全化判断比率等の状況)などを紹介していきます。(上下水道、交通、病院などの公営企業等については、「公営企業等」の項で紹介します。)

地方公共団体の会計の決算統計上の分類

地方公共団体の会計は、一般会計と特別会計に区分経理されていますが、各団体の会計区分は一様ではないため、決算統計では、地方公共団体全体の財政の状況を明らかにするとともに地方公共団体相互間の比較を可能とする観点から、統一的な方法により、一般行政部門の会計を普通会計として整理し、その他の会計(公営事業会計)と区分しています。

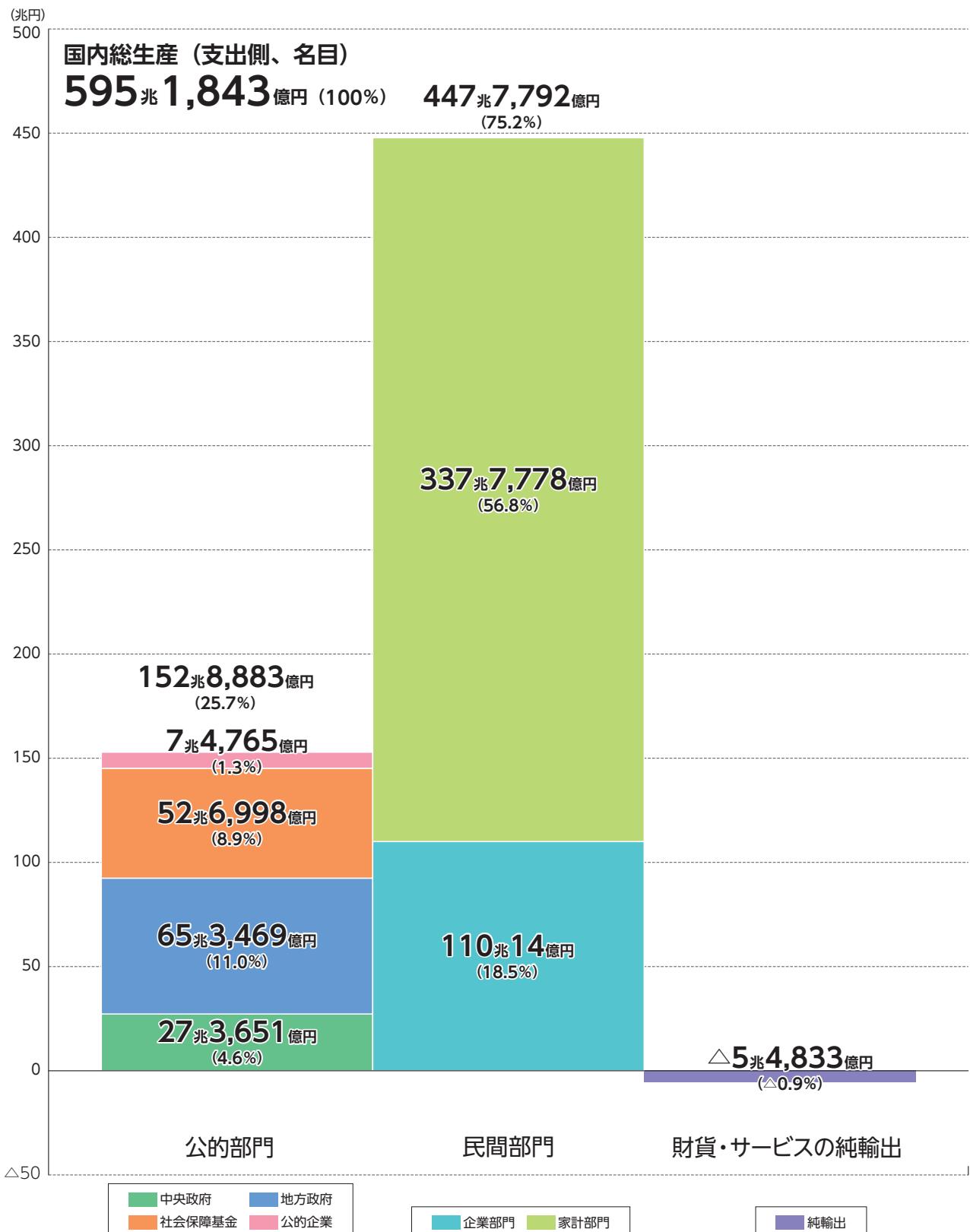
地方公共団体の会計



地方政府の支出は、どの程度の規模なのでしょうか？

地方政府の規模を国内総生産(支出側、名目)に占める割合でみると、地方政府が11.0%を占めており、中央政府の約2.4倍となっています。

国内総生産(支出側、名目)と地方財政(令和5年度)

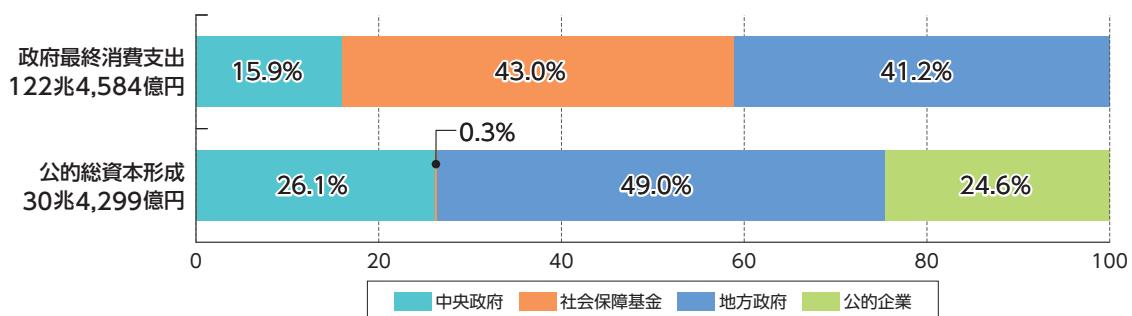
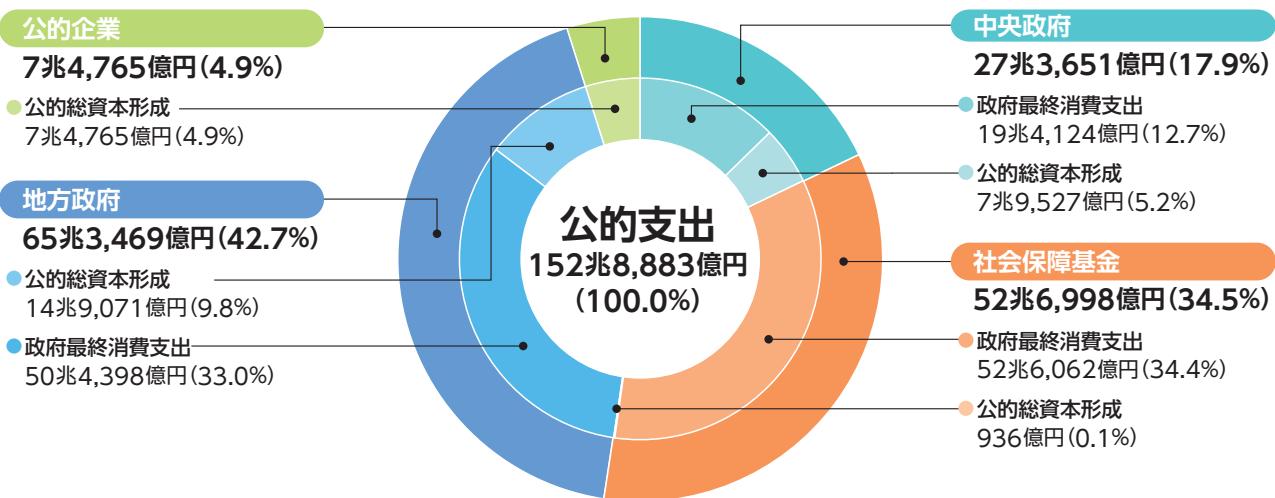


地方財政の役割

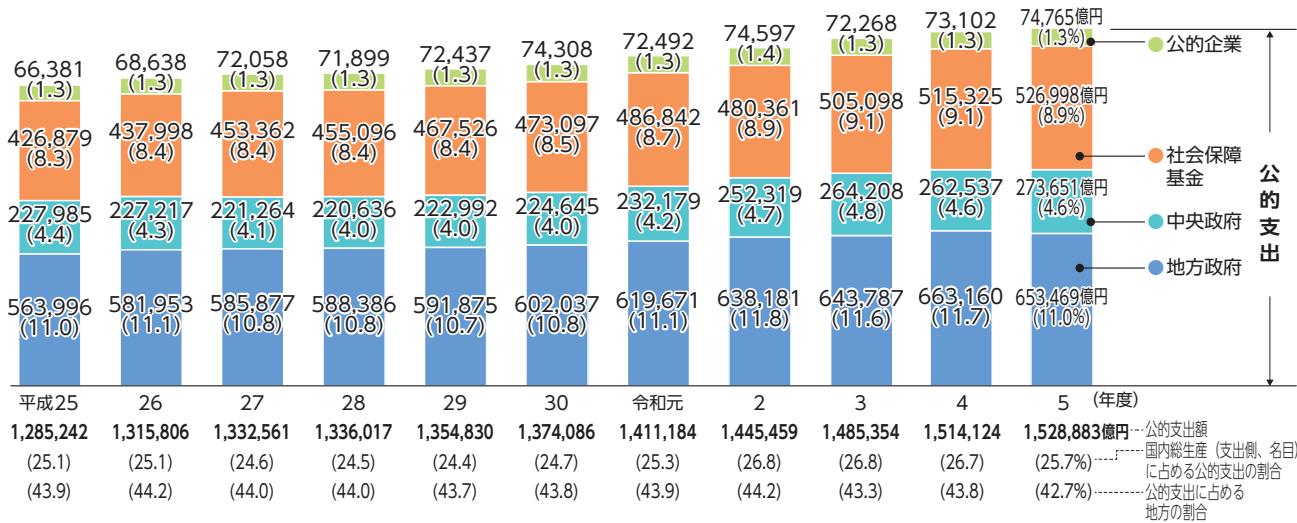
公的支出に占める地方政府の割合は、どの程度の規模なのでしょうか？

公的支出の内訳を最終支出主体別にみると、政府最終消費支出においては41.2%、公的総資本形成においては49.0%を地方政府が支出しています。地方政府は中央政府を上回る最終支出主体であり、国民経済上、大きな役割を担っています。

公的支出の状況



公的支出の推移

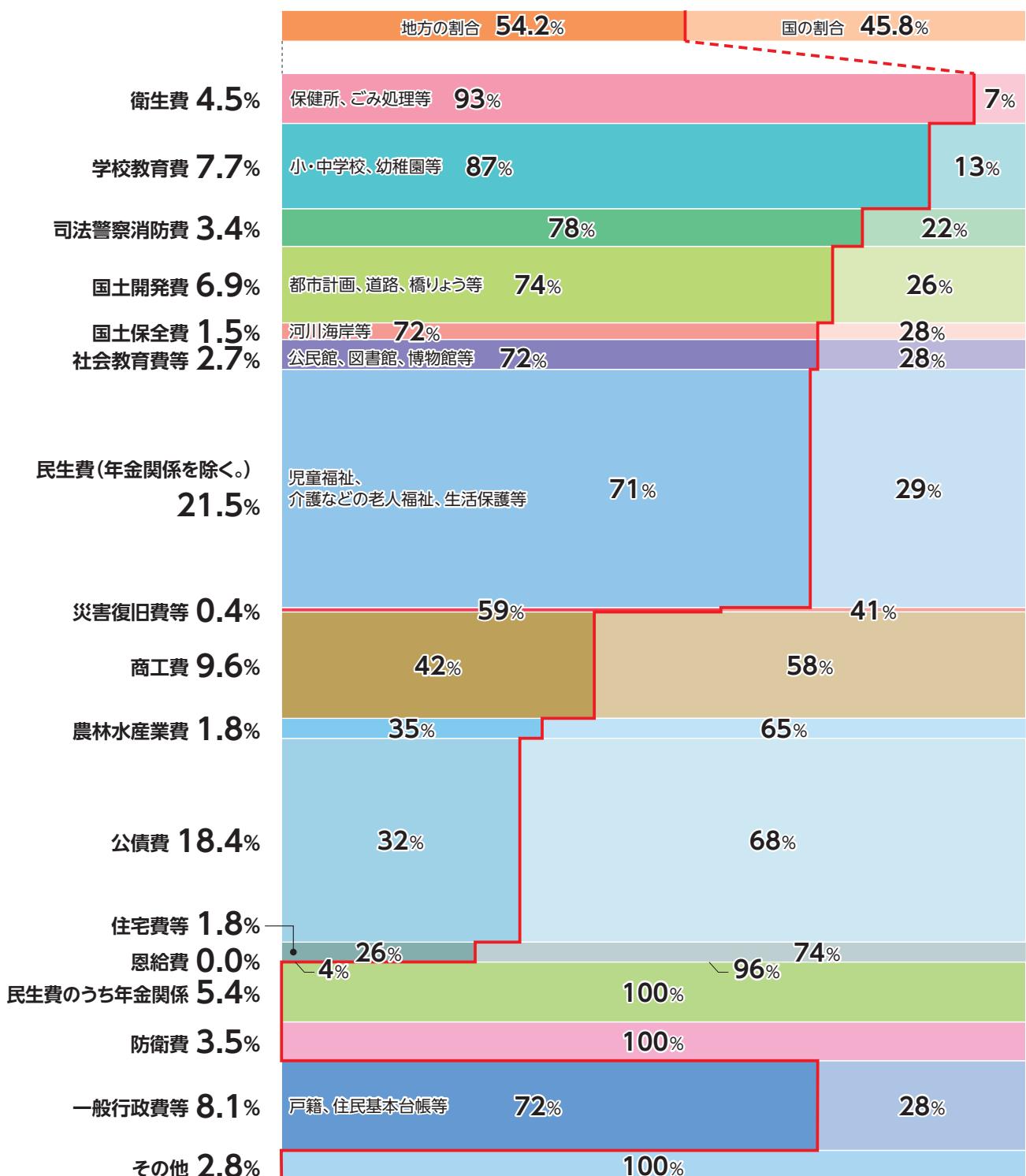


どのような分野で地方の歳出割合が高いのでしょうか？

国と地方を通じた歳出純計額の目的別歳出について、最終支出の主体に着目して国と地方に分けると、下図のようになります。

地方の歳出の割合が高いのは、主に、民生費、衛生費、学校教育費などの日常生活に関係の深い分野です。

国と地方の主な目的別歳出の割合(最終支出ベース)



令和5年度決算の概況

1 歳入

116兆6,936億円(前年度比5兆2,516億円減、4.3%減)

通常収支分 116兆1,571億円(前年度比5兆793億円減、4.2%減)

東日本大震災分 5,365億円(同 1,723億円減、24.3%減)

通常収支分の減少は、国庫支出金、貸付金元利収入の減少等によるものです。

東日本大震災分の減少は、繰越金、災害復旧事業費支出金の減少等によるものです。

2 歳出

112兆4,220億円(前年度比4兆9,336億円減、4.2%減)

通常収支分 111兆9,524億円(前年度比4兆7,608億円減、4.1%減)

東日本大震災分 4,696億円(同 1,729億円減、26.9%減)

通常収支分の減少は、補助費等、物件費の減少等によるものです。

東日本大震災分の減少は、普通建設事業費、補助費等の減少等によるものです。

3 決算収支

実質収支は、2兆6,998億円の黒字となっています。

区分	決算額		赤字の団体数	
	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度
実質収支	2兆6,998億円	3兆711億円	2	2
単年度収支	▲3,707億円	▲1,779億円	1,604	1,701
実質単年度収支	▲3,625億円	647億円	1,531	1,439

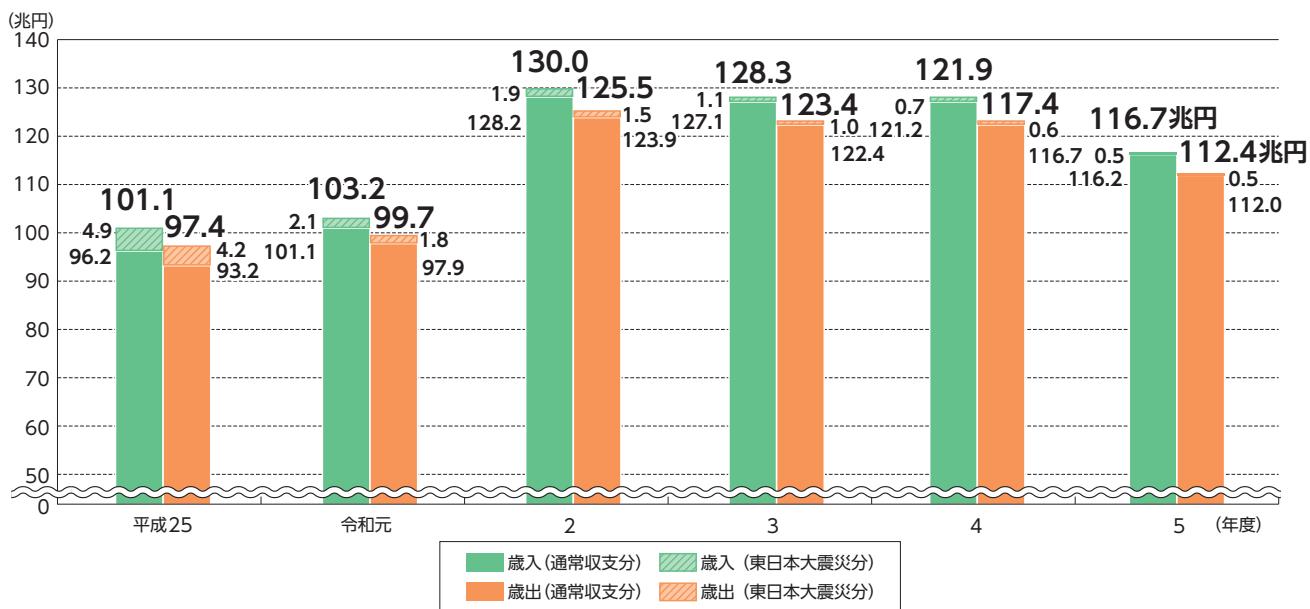
(注)実質収支は、歳入歳出差引額から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額をいいます。

単年度収支は、当該年度の実質収支から前年度の実質収支を差し引いた額をいいます。

実質単年度収支は、単年度収支に、財政調整基金への積立額及び地方債の繰上償還額を加え、財政調整基金の取崩し額を差し引いた額をいいます。

4 決算規模の推移

通常収支分は、歳入、歳出ともに前年度より減少しています。



5 主な財政指標

経常収支比率は、前年度より0.4ポイント上昇し、92.8%となりました。

実質公債費比率は、前年度より0.1ポイント上昇し、7.7%となりました。

区分	令和5年度	令和4年度	対前年度増減
経常収支比率	92.8%	92.4%	0.4
実質公債費比率	7.7%	7.6%	0.1

6 普通会計が負担すべき借入金残高

地方債現在高に公営企業債現在高(普通会計負担分)及び交付税特別会計借入金残高(地方負担分)を加えた借入金残高は、182兆7,049億円(前年度末比4兆17億円減、2.1%減)となりました。

区分	令和5年度	令和4年度	増減額	増減率
地方債現在高	139兆6,175億円	141兆7,384億円	▲2兆1,209億円	▲1.5%
地方債現在高 (うち臨時財政対策債)	49兆461億円	51兆8,860億円	▲2兆8,399億円	▲5.5%
公営企業債現在高 (普通会計負担分)	14兆4,751億円	15兆3,559億円	▲8,808億円	▲5.7%
交付税特別会計 借入金残高(地方負担分)	28兆6,123億円	29兆6,123億円	▲1兆円	▲3.4%
合計	182兆7,049億円	186兆7,066億円	▲4兆17億円	▲2.1%

7 新型コロナウイルス感染症対策関連経費

令和5年度の地方公共団体の普通会計の純計決算額は、病床確保支援に係る事業費の減少等により、前年度と比べて歳入・歳出ともに減少しました。そのうち、新型コロナウイルス感染症対策関連経費の純計額は3兆7,798億円で、前年度と比べると65.9%減となっています。

歳出額 3.8兆円

(主な事業)

- 制度融資等の貸付金 1.9兆円
- 病床確保支援事業 0.4兆円
- ワクチン接種体制支援事業 0.3兆円
- 観光支援事業 0.1兆円 等

(財源内訳)

- 国庫支出金 1.4兆円
- 地方創生臨時交付金
 - 緊急包括支援交付金
 - 子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金 等
- 貸付金元利収入等 2.1兆円
- 一般財源等 0.3兆円

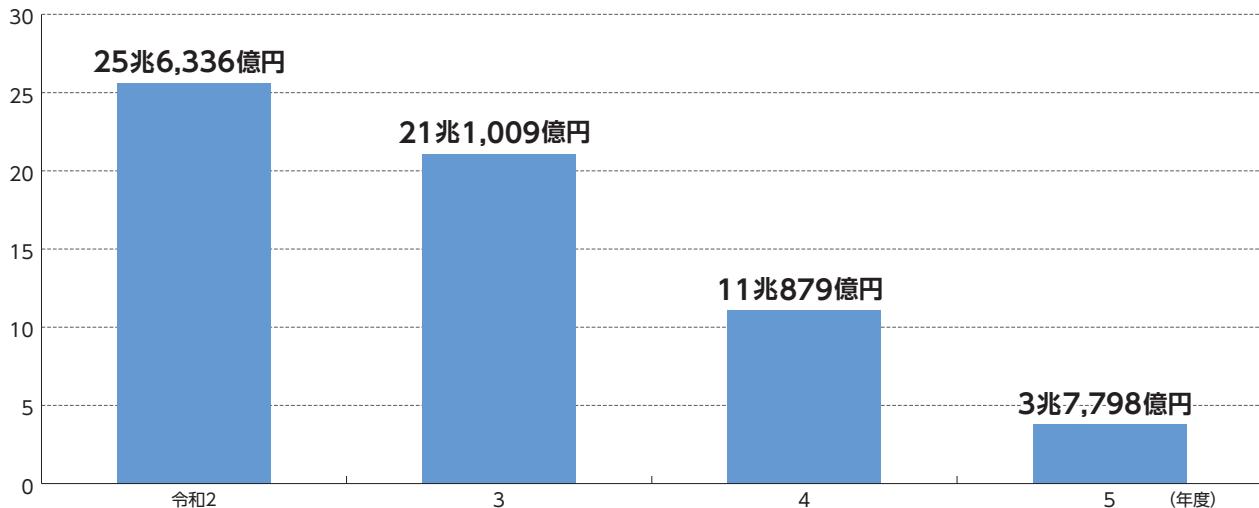
〈財源内訳〉

(単位：億円・%)

区分	純計額	都道府県	市町村
国庫支出金	14,074	37.2	8,912 30.7
都道府県支出金	—	—	— 282 3.1
地方債	56	0.1	7 0.0 49 0.5
その他の収入	20,650	54.6	17,946 61.8 2,714 30.0
一般財源等	3,018	8.0	2,164 7.5 854 9.4
合計	37,798	100.0	29,029 100.0 9,061 100.0

新型コロナウイルス感染症対策関連経費の推移

(兆円)

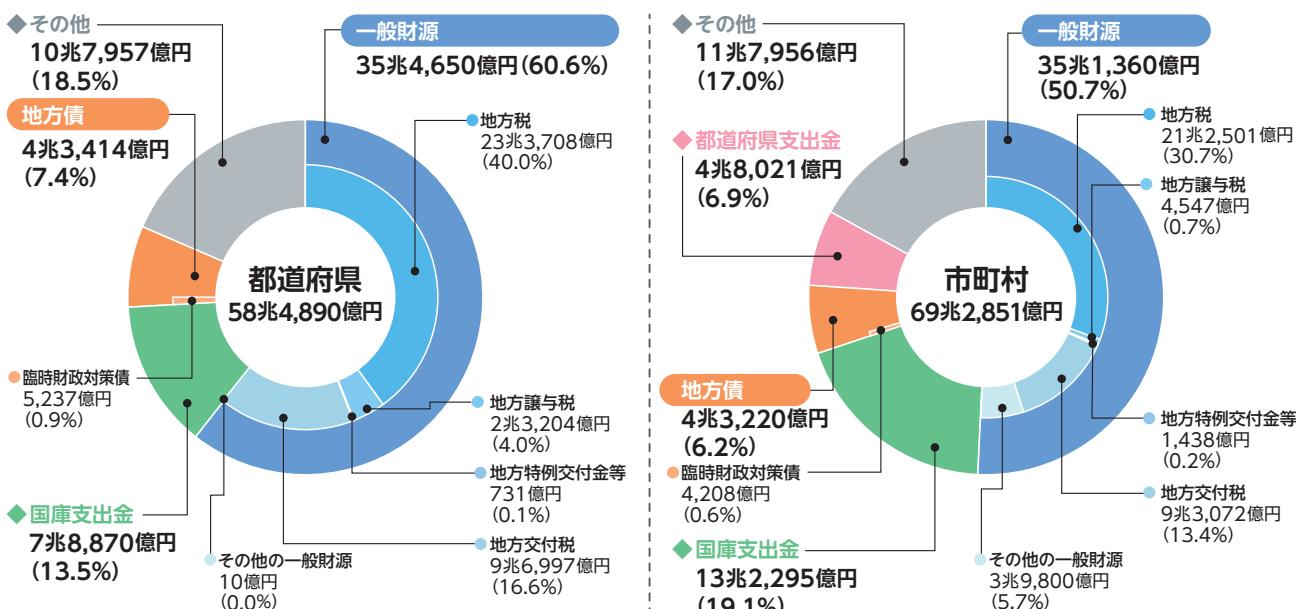
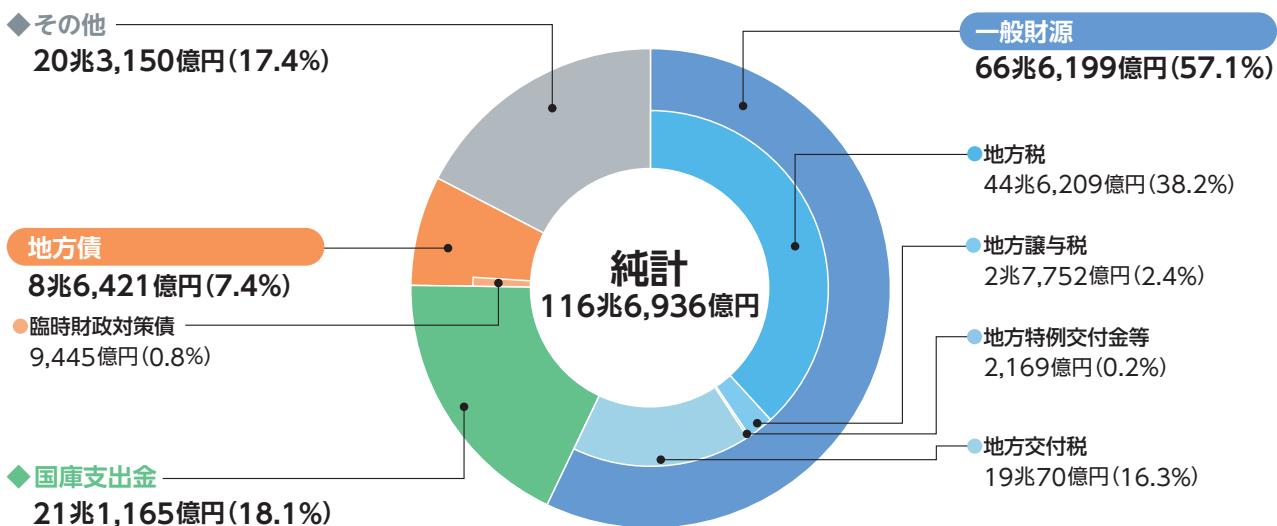


行政活動のためのお金は、どこから来ているのでしょうか？

1 歳入内訳

歳入に占める割合は、地方税、国庫支出金、地方交付税、地方債の順になっています。このうち、地方税や地方交付税のように、使途が特定されていない財源を一般財源と呼んでいます。地方公共団体が、さまざまな行政ニーズに適切に対応するためには、この一般財源の確保が重要になりますが、その構成比は57.1%となっています。

歳入決算額の構成(令和5年度決算)



地方譲与税：国税として徴収され、地方公共団体に譲与される税で、地方揮発油譲与税などがあります。

地方特例交付金等：個人住民税における住宅借入金等特別税額控除の実施に伴う地方公共団体の減収を補填するために交付される減収補填特例交付金などがあります。

地方交付税：地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、どの地域においても一定の行政サービスを提供できるよう財源を保障するための地方の固有財源です（詳しくは14ページ「6地方交付税」をご覧ください。）。

国庫支出金：国が地方に対して支出する負担金、委託費、特定の施策の奨励又は財政援助のための補助金等の総称です。

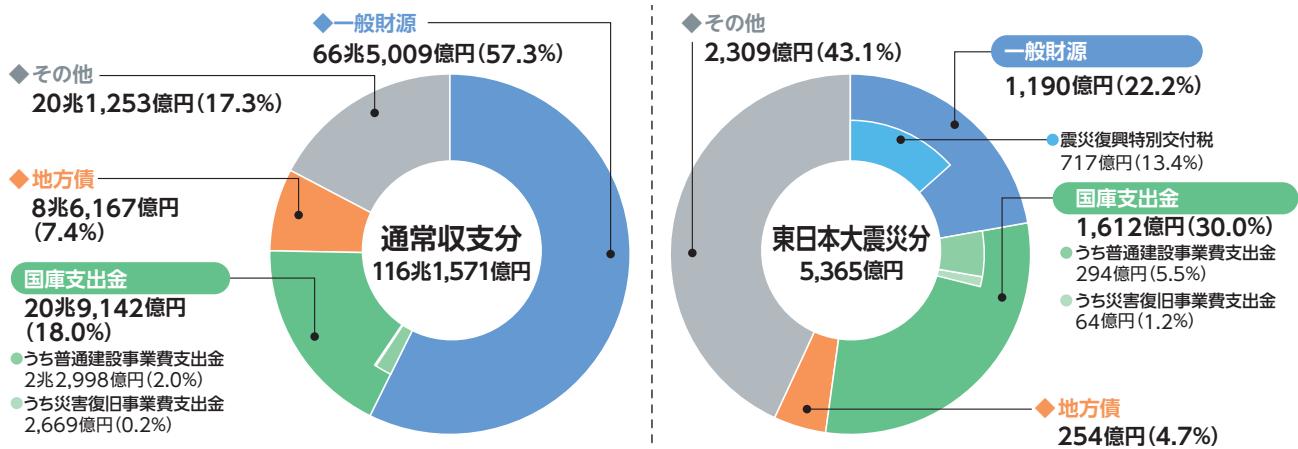
地方債：地方公共団体の債務のうち、その履行が一会计年度を越えて行われるものといいます。

臨時財政対策債：地方一般財源の不足に対処するため、投資的経費以外の経費にも充てられる地方財政法第5条の特例として発行される地方債です。

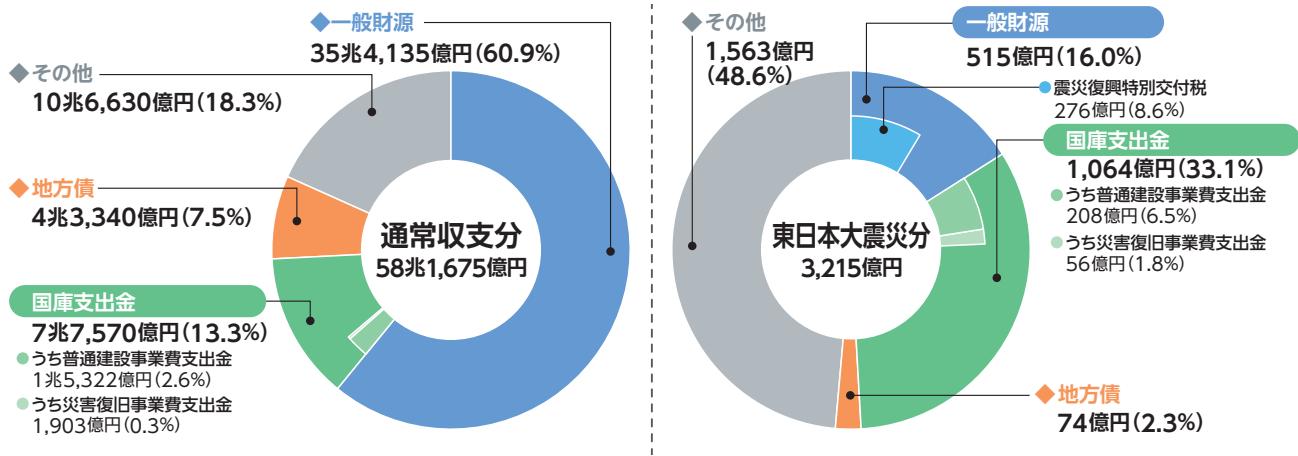
(注)国庫支出金には、交通安全対策特別交付金及び国有提供施設等所在市町村助成交付金を含めています。

2 通常収支分と東日本大震災分

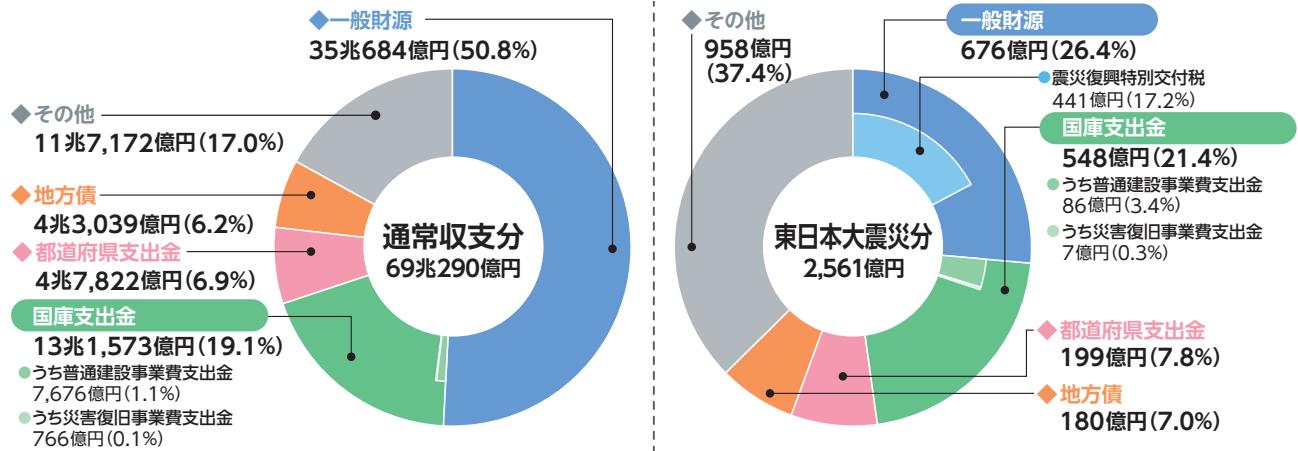
純計



都道府県



市町村

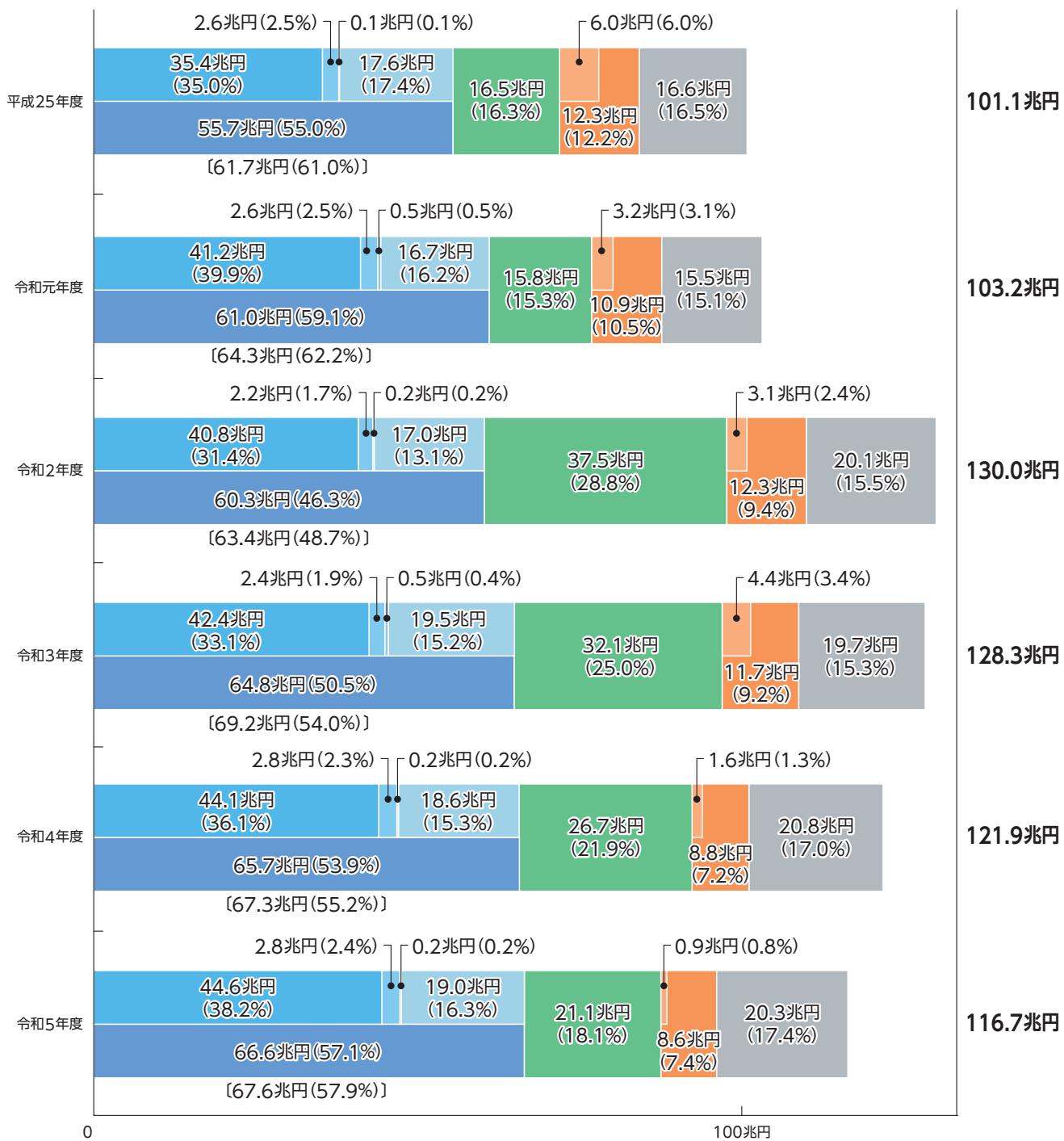


(注)国庫支出金には、国有提供施設等所在市町村助成交付金を含み、交通安全対策特別交付金は除いています。

3 歳入内訳の推移

一般財源の構成比は、前年度より増加しています。

純計

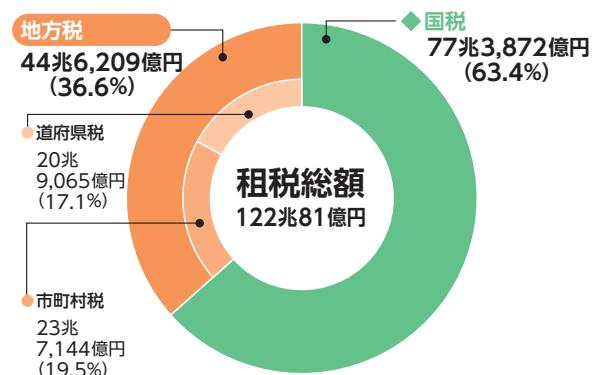


[]は、一般財源+臨時財政対策債

(注)国庫支出金には、交通安全対策特別交付金及び国有提供施設等所在市町村助成交付金を含めています。

4 国税と地方税の割合

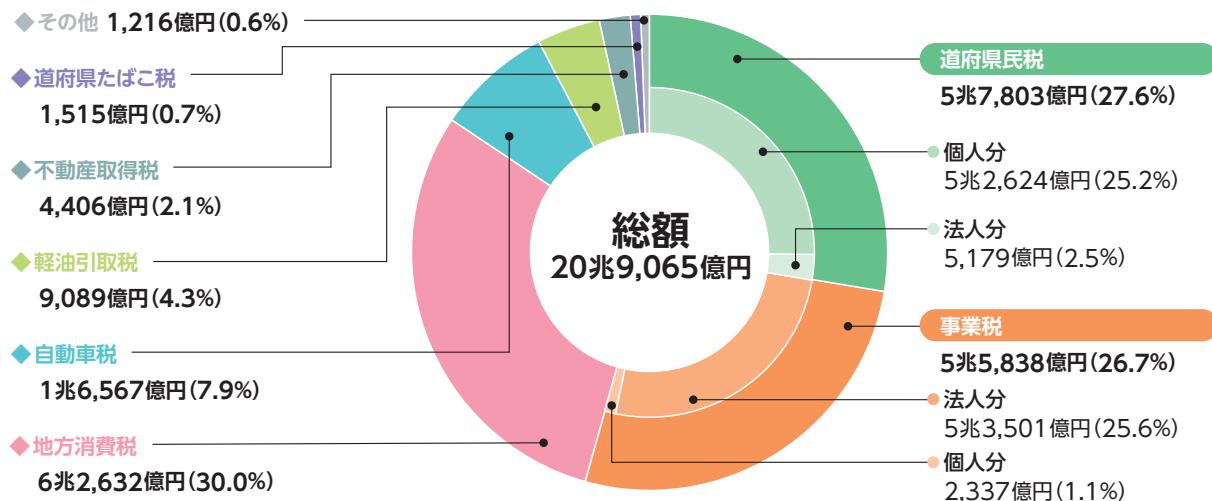
国税と地方税を合わせ租税として徴収された額は122兆81億円となっており、このうち国税が63.4%、地方税が36.6%を占めています。



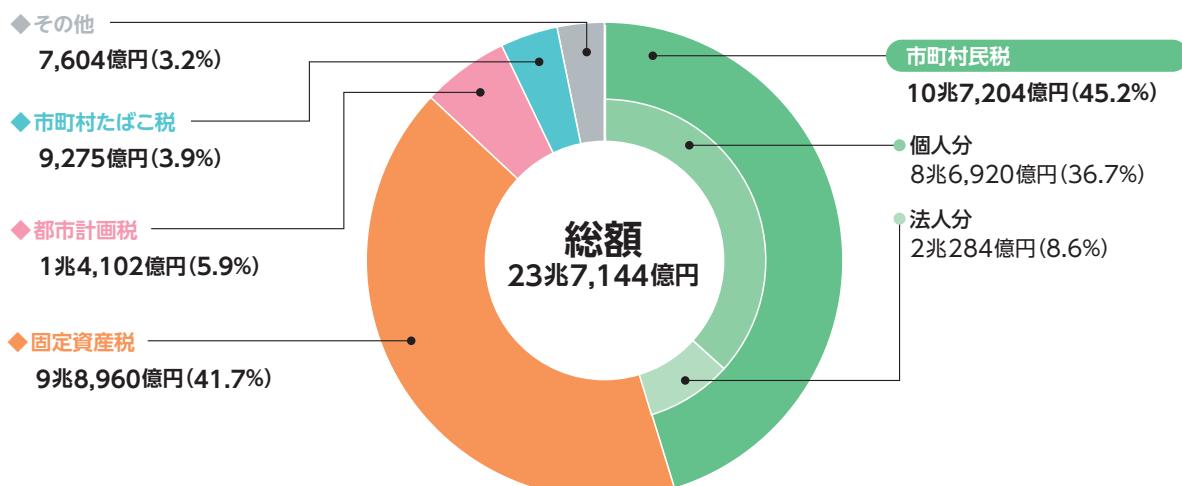
5 地方税

地方税は、道府県税と市町村税に分かれます。

道府県税の税収の構成(令和5年度決算)

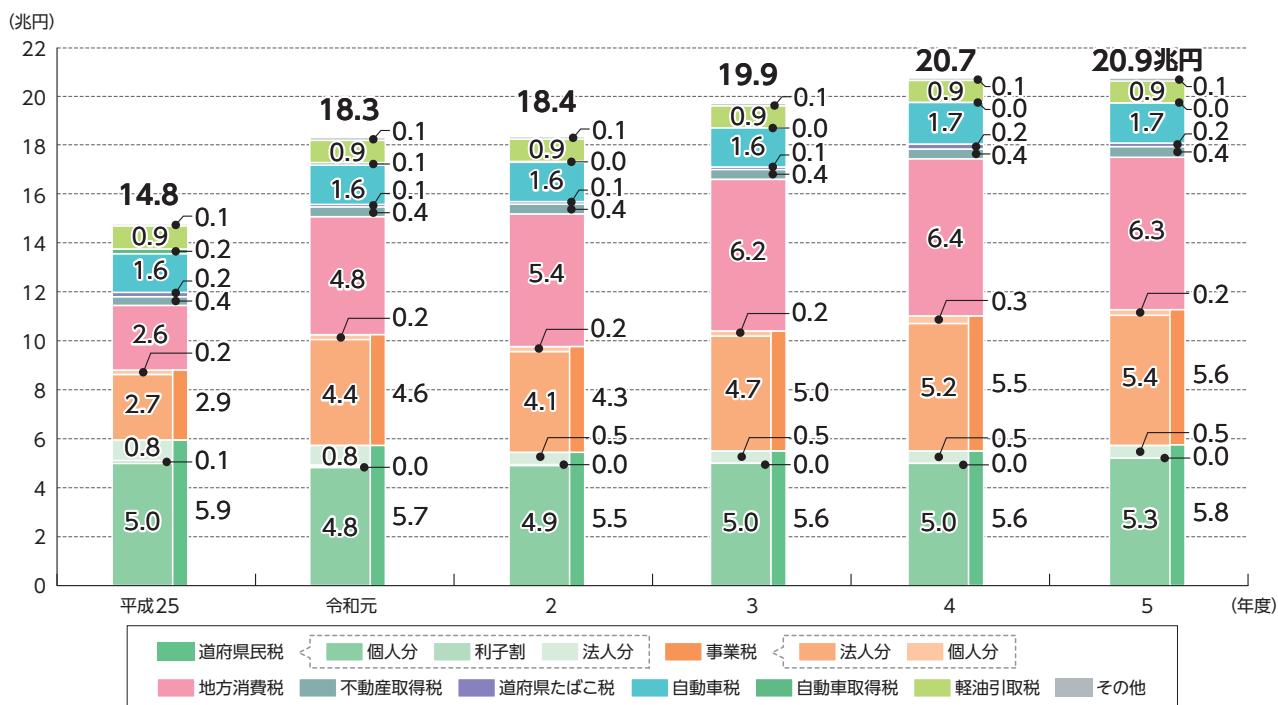


市町村税の税収の構成(令和5年度決算)



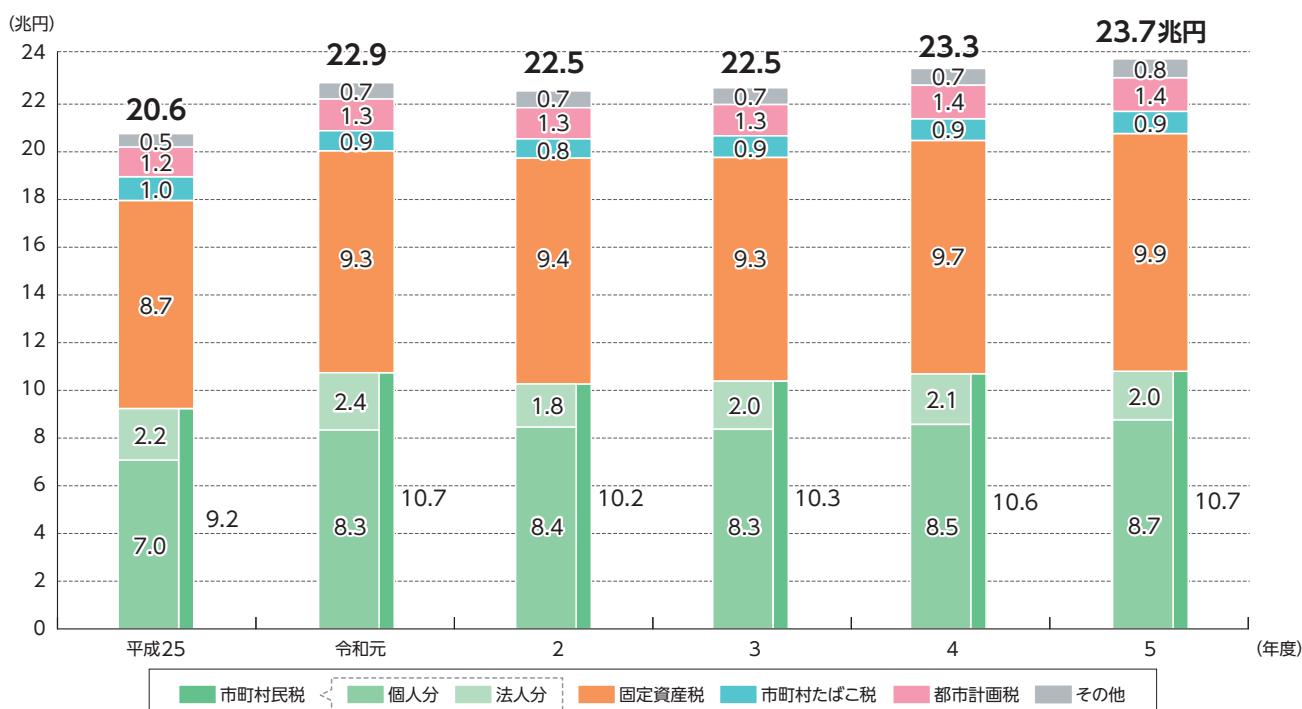
道府県税の収入額は、前年度と比べると0.8%増加しています。

道府県税収入額の推移



市町村税の収入額は、前年度と比べると1.7%増加しています。

市町村税収入額の推移

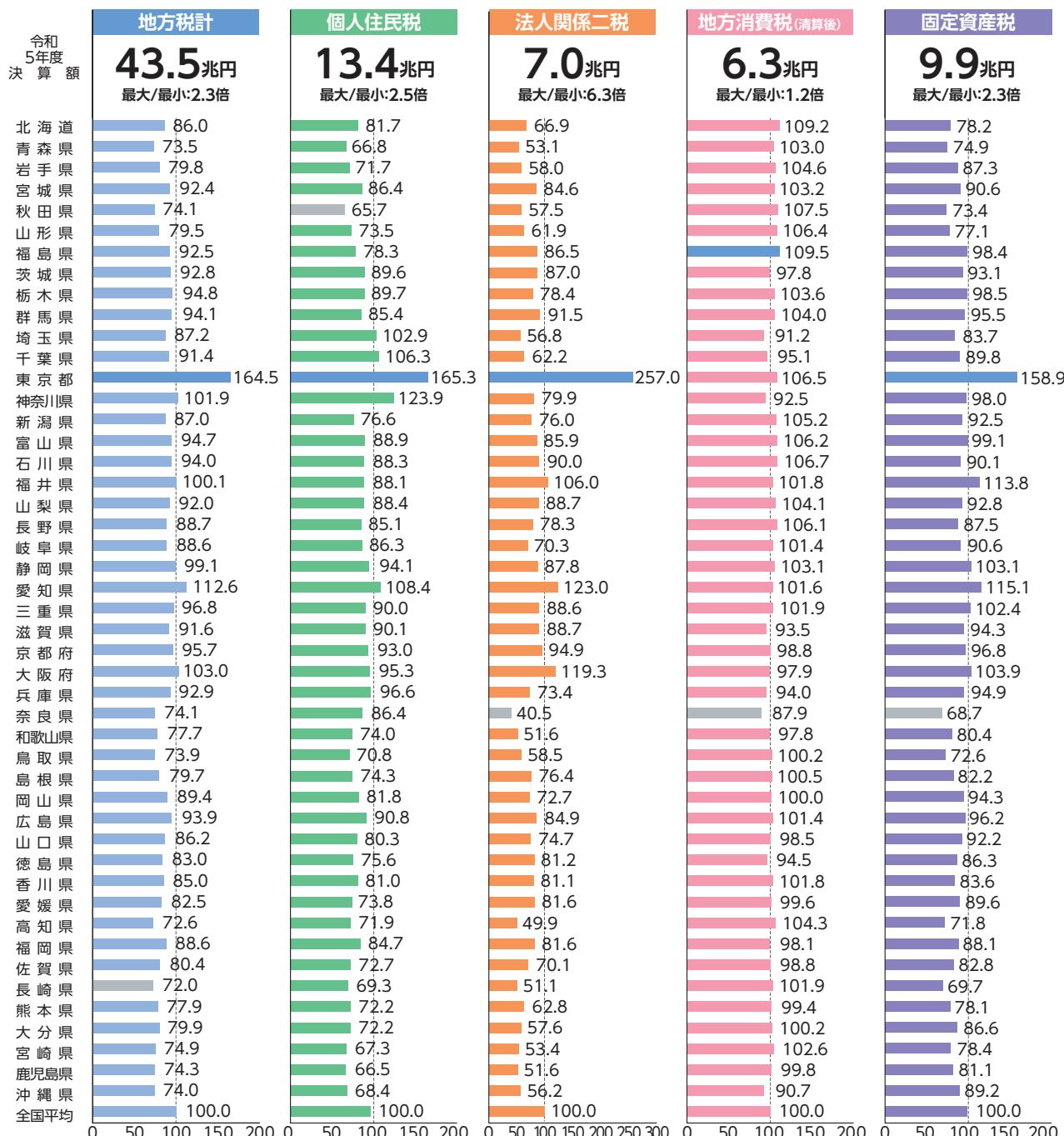


(注)市町村税収入額は、東京都が徴収した市町村税相当額を含めています。

地域のニーズに応じた行政サービスを自らの責任と判断で実施できるよう、税源の偏在度が小さく税収の安定性を備えた地方税体系を構築することが必要です。

地方税計について、全国平均を100として、都道府県別に人口1人当たりの税収額を比較してみると、最も大きい東京都と、最も小さい長崎県とでは、約2.3倍の格差となっています。

地方税収の人口1人当たり税収額の指標(全国平均を100とした場合)



(注1)「最大/最小」は、各都道府県ごとの人口1人当たり税収額の最大値を最小値で割った数値です。

(注2)地方税計の税収額は、特別法人事業譲与税の額を含まず、超過課税及び法定外税等を除いたものです。

(注3)個人住民税の税収額は、個人道府県民税(均等割及び所得割)及び個人市町村民税(均等割及び所得割)の合計額であり、超過課税分を除いています。

(注4)法人関係二税の税収額は、法人道府県民税、法人市町村民税及び法人事業税(特別法人事業譲与税を含まない)の合計額であり、超過課税分等を除いています。

(注5)地方消費税については、令和5年度決算における清算前の税収を、令和5年度決算に適用される清算基準に基づき清算を行った場合の理論値です。

(注6)固定資産税の税収額は、道府県分を含み、超過課税分を除いています。

(注7)人口は、令和6年1月1日現在の住民基本台帳人口です。

6 地方交付税

地方自治の観点からは、行政活動に必要な財源は、それぞれの地方公共団体がその住民から徴収した地方税で賄うのが理想ですが、税源の地域的不均衡により、多くの地方公共団体が必要な税収を確保できません。そこで、本来地方の税収とすべき財源を国が代わって徴収し、財政力の弱い地方公共団体に対して、地方交付税として再配分しています。

1. 地方交付税総額の決定

地方交付税の総額は、国税の一定割合(所得税・法人税の33.1%、酒税の50%、消費税の19.5%及び地方法人税の全額)を基本としつつ、地方財政全体の標準的な歳入、歳出の見積りに基づき決定されます。

令和5年度における地方交付税総額は19兆70億円、前年度比2.0%増となっています。

2. 各地方公共団体の普通交付税の算定

次のような仕組みで各地方公共団体の普通交付税の額が算定されています。



(注1) 基準財政需要額は、各地方公共団体の合理的かつ妥当な水準における財政需要として算定されるものであり、義務教育や生活保護、公共事業等の国庫負担金事業の地方負担を算入することが義務づけられています。なお、平成13年度からは、基準財政需要額の一部を地方財政法第5条の特例地方債(臨時財政対策債)に振り替えることとしています。

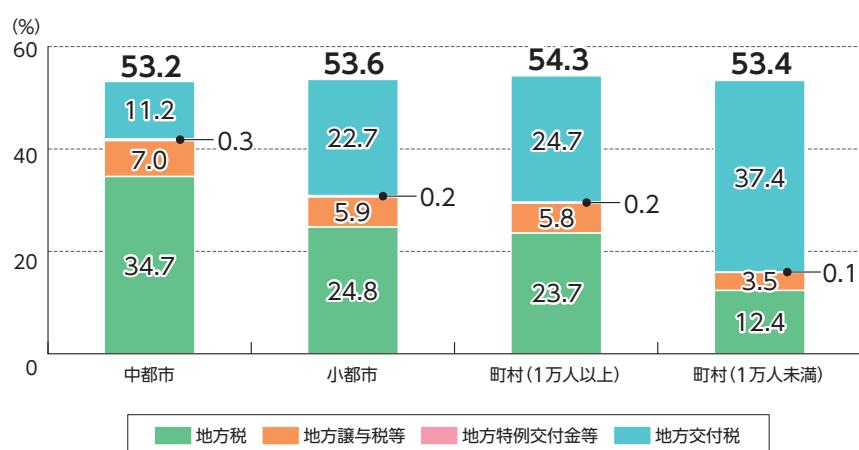
(注2) 標準的な地方税収入には、当該団体が独自に課税する「法定外普通税・法定外目的税」、地方税法に規定する標準税率を超えて行う「超過課税」の額は算入されません。

3. 地方交付税の機能

地方交付税は、地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、どの地域に住む住民にも標準的な行政サービスや基本的な社会資本が提供できるように財源を保障するためのものです。

地方交付税による財源調整が働いている結果、歳入総額に占める一般財源の割合は、人口規模等による大きな違いは生じていません。

市町村の歳入総額に占める一般財源の割合



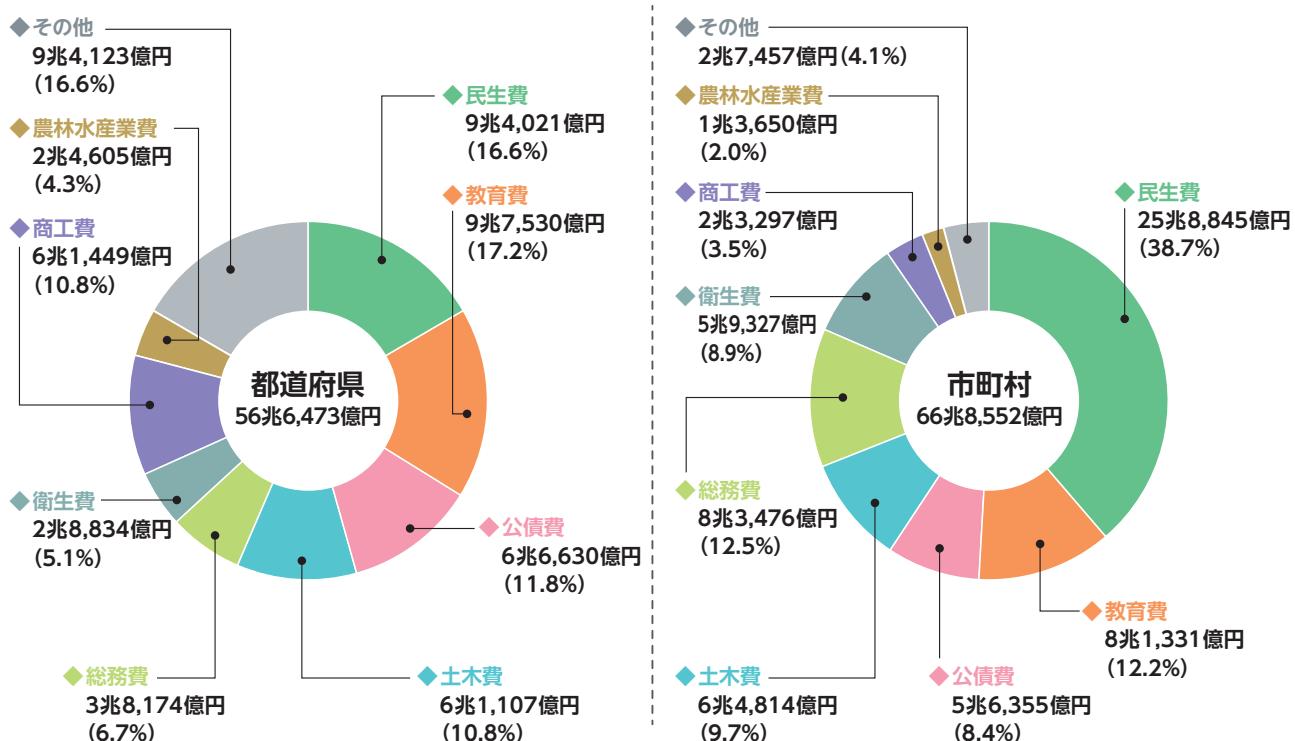
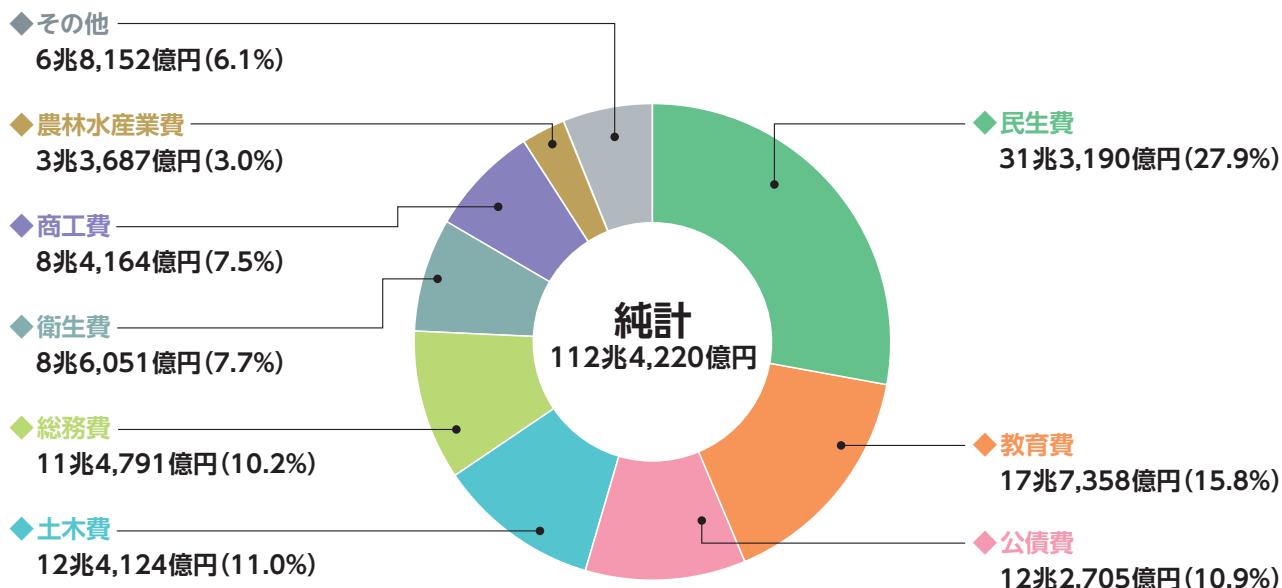
(注)「中都市」とは、政令指定都市、中核市及び施行時特例市以外の市のうち人口10万人以上の市をいい、「小都市」とは人口10万人未満の市をいいます。

何に使われているのでしょうか？

1 目的別歳出

使われた費用を目的別に分類すると、民生費、教育費、土木費などに多くの財源が使われています。都道府県では、教育費、民生費、公債費の順、市町村では、民生費、総務費、教育費の順となっています。

目的別歳出決算額の構成(令和5年度決算)



総務費：全般的な管理事務、財政・会計管理事務に要する費用等

民生費：児童、高齢者、心身障害者等のための福祉施設の整備・運営・生活保護の実施等の費用

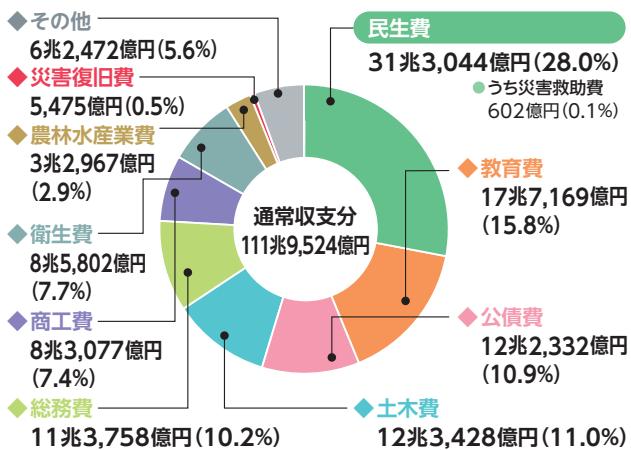
教育費：学校教育、社会教育などに使われる費用

土木費：道路、河川、住宅、公園など各種の公共施設の建設整備の費用

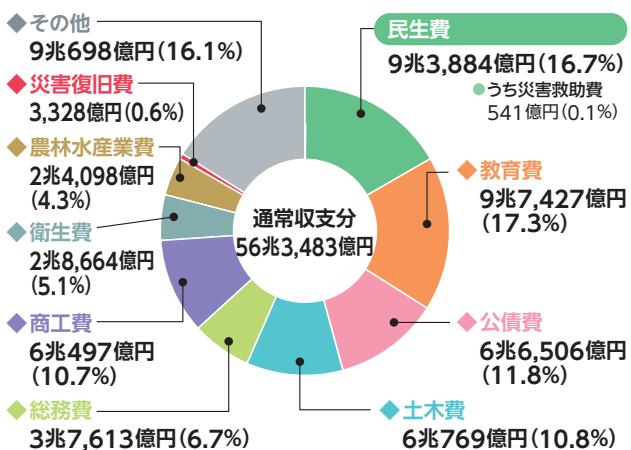
公債費：借入金の元金・利子などの支払いの費用

2 通常収支分と東日本大震災分(目的別歳出)

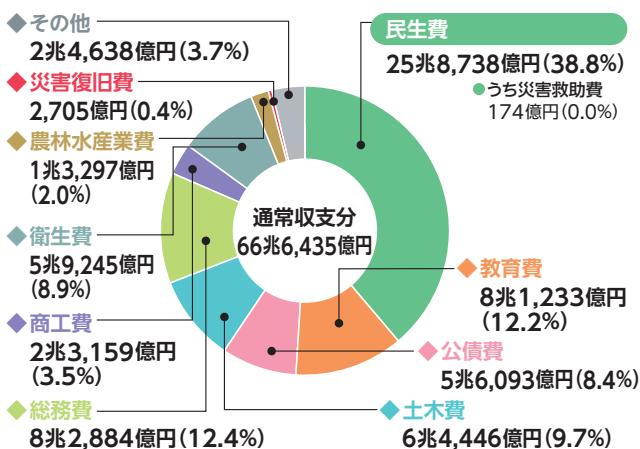
純計



都道府県



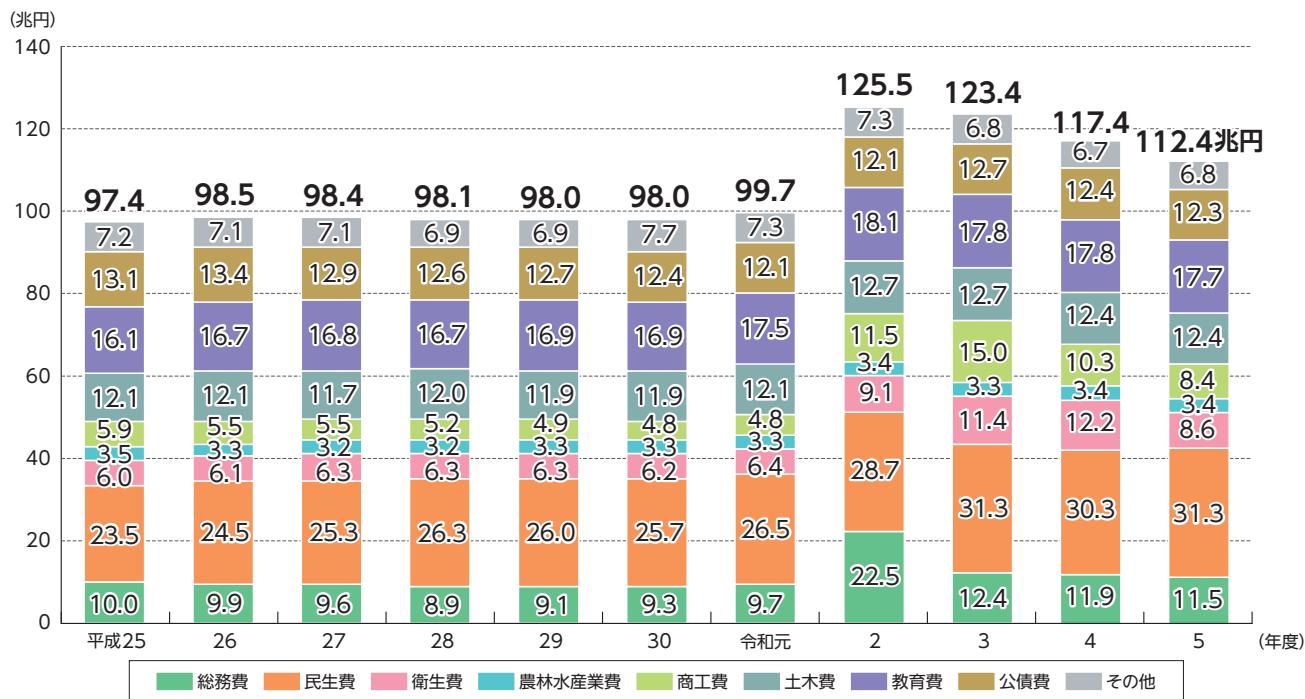
市町村



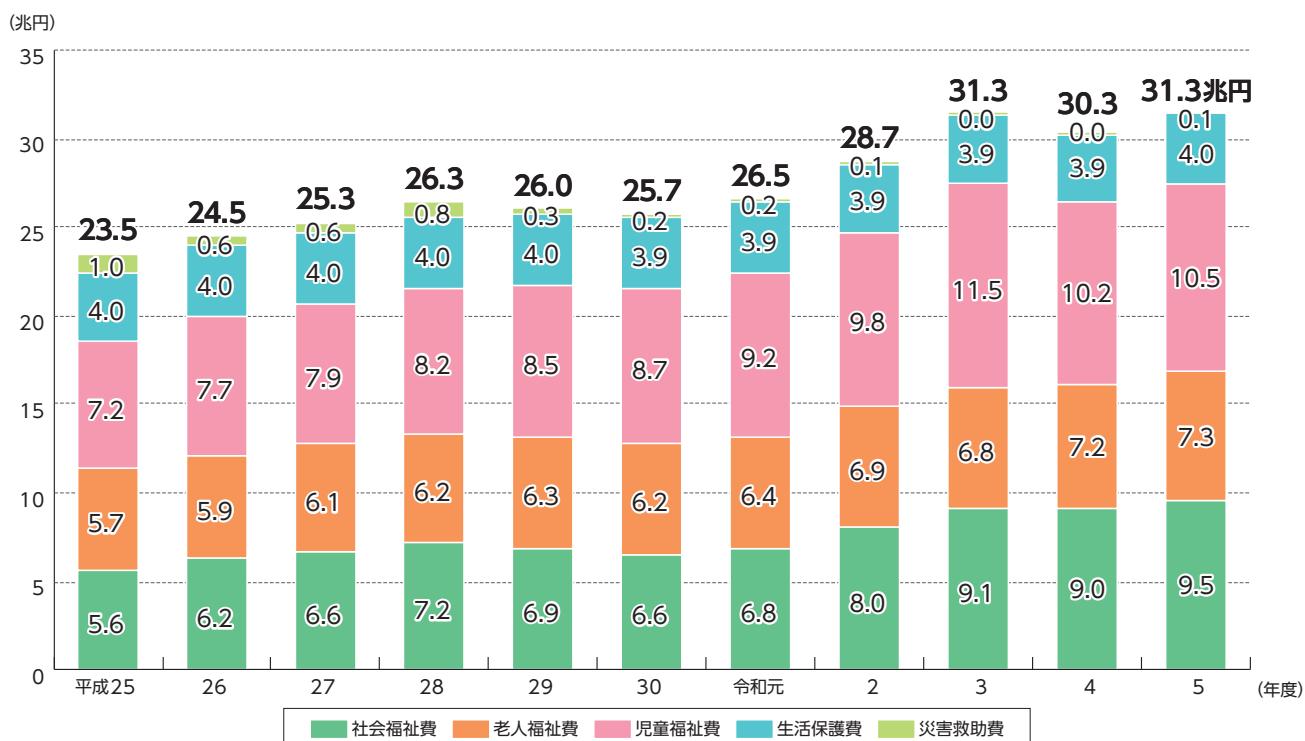
3 目的別歳出の内訳

近年の傾向としては、民生費が増加傾向にあります。

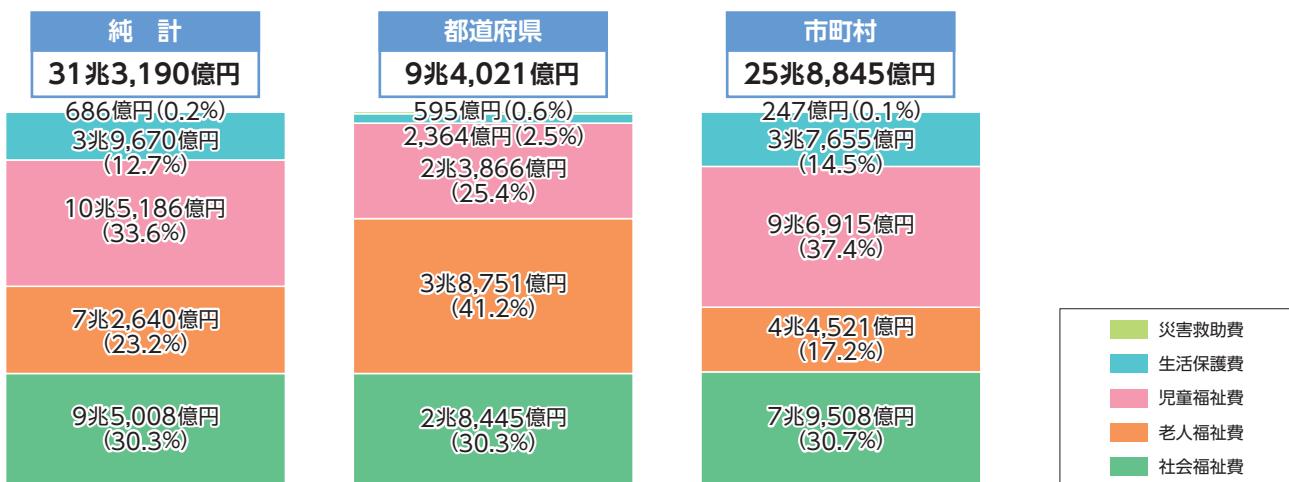
目的別歳出決算額の推移



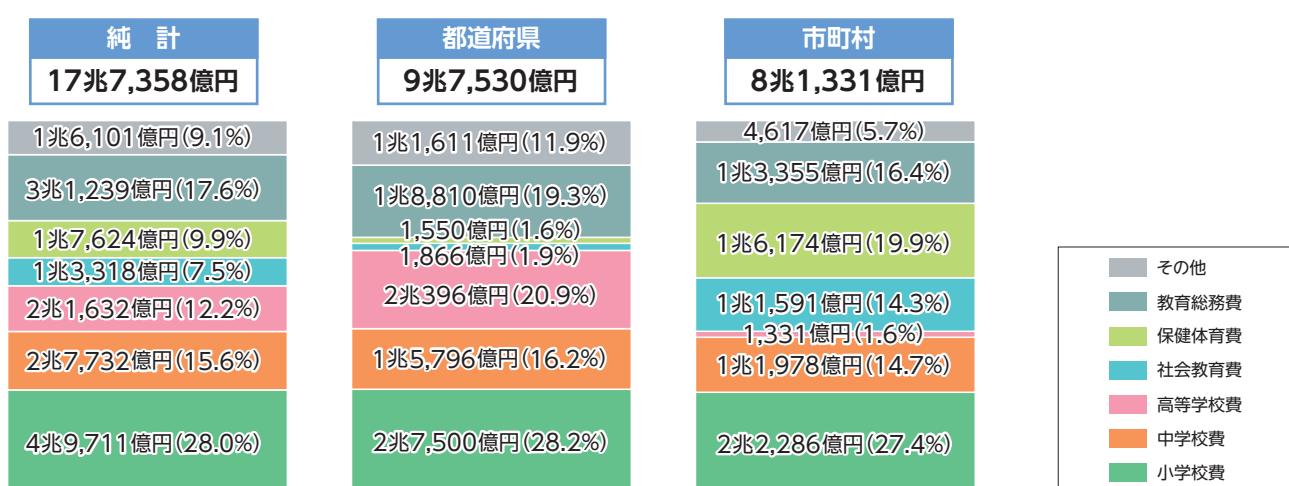
民生費の目的別内訳の推移



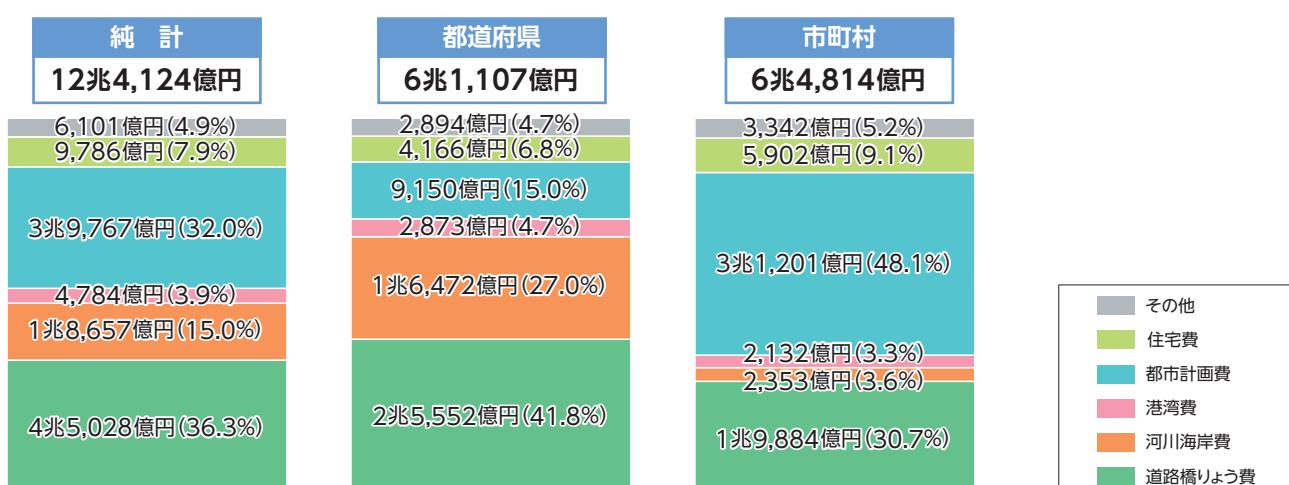
民生費の目的別内訳



教育費の目的別内訳



土木費の目的別内訳

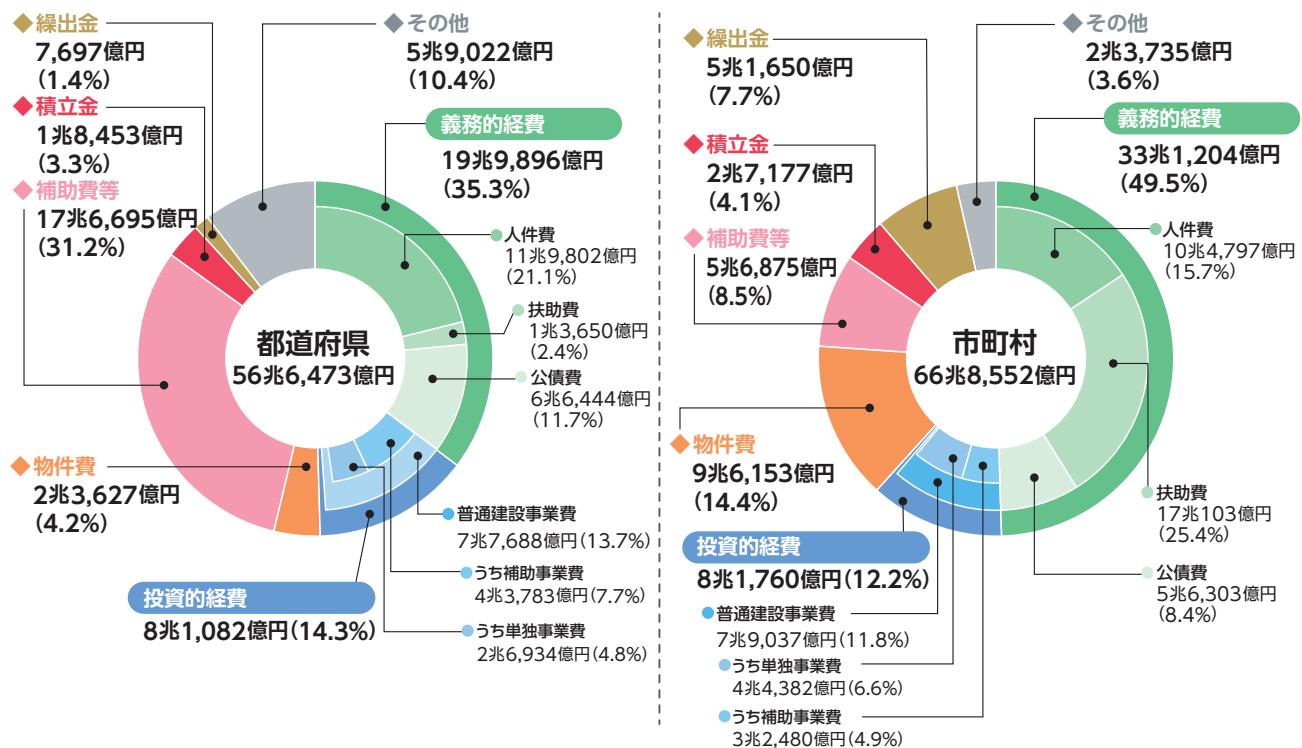
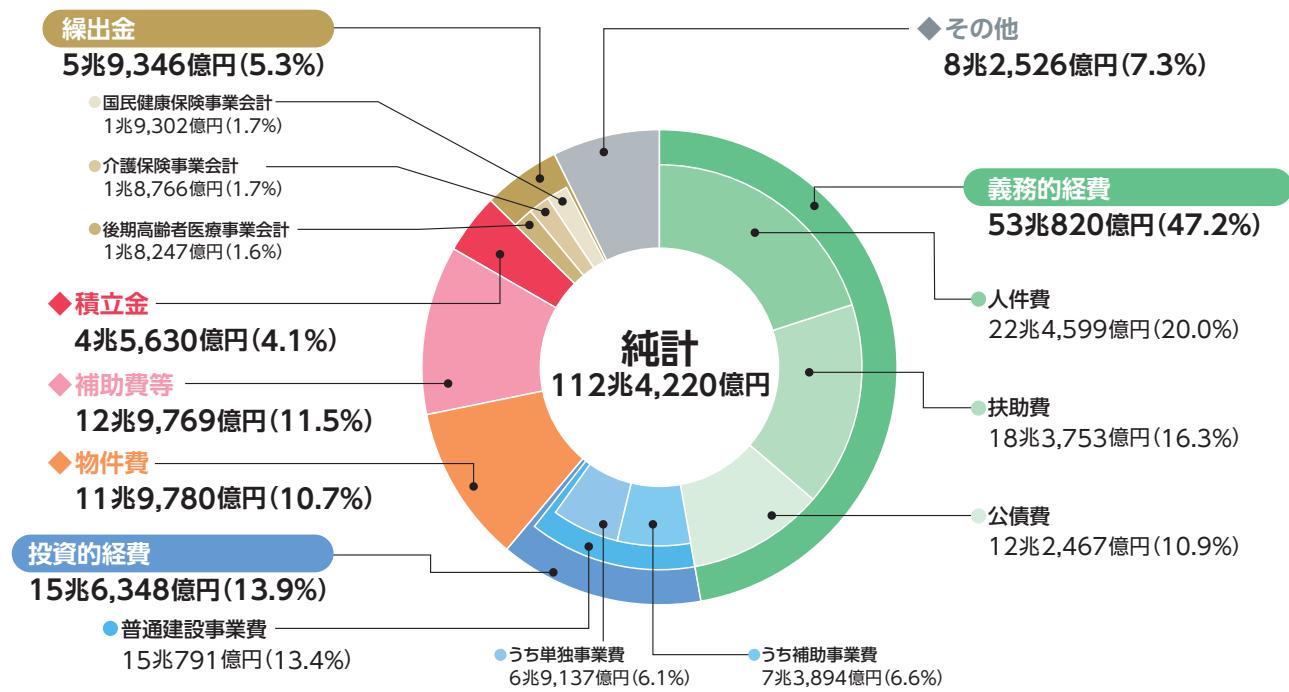


使われた費用はどのような性質のものでしようか?

4 性質別歳出

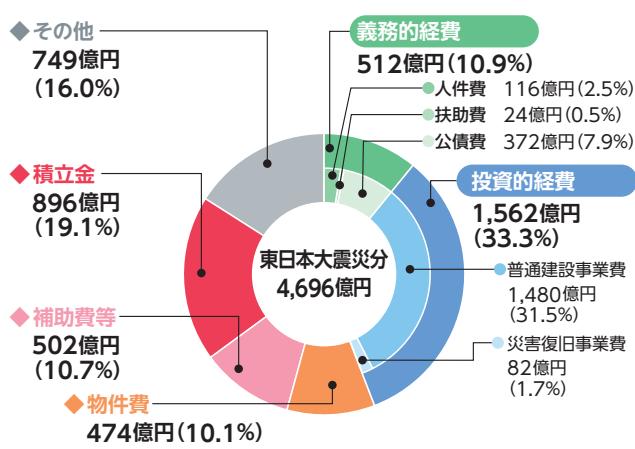
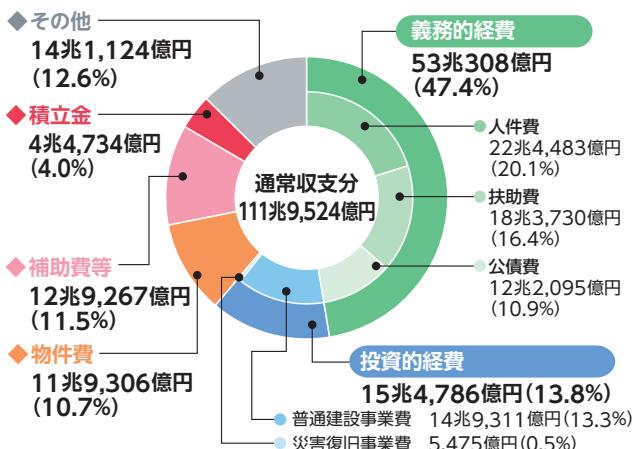
使われた費用を性質別に分類すると、支出が義務づけられ、任意に削減することが困難な「義務的経費」(人件費、扶助費及び公債費)、「投資的経費」(普通建設事業費など)、「その他の経費」(物件費、補助費等、積立金、繰出金など)に分けることができます。

性質別歳出決算額の構成(令和5年度決算)

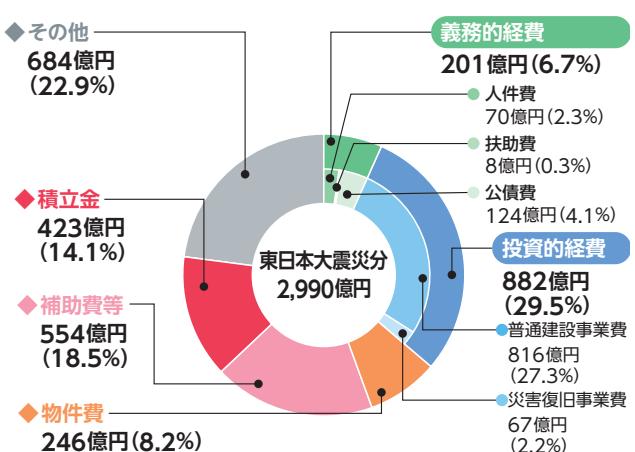
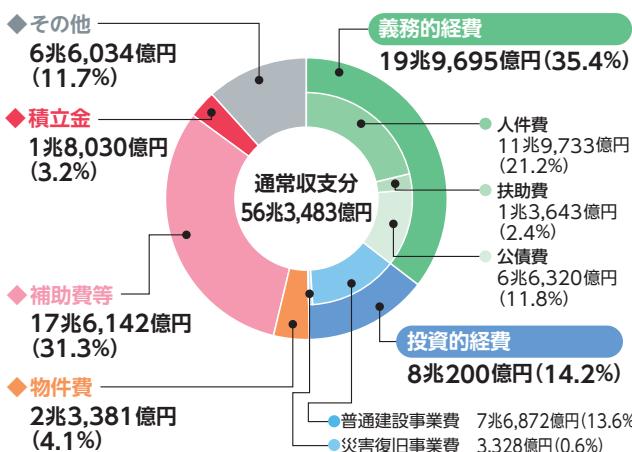


5 通常収支分と東日本大震災分(性質別歳出)

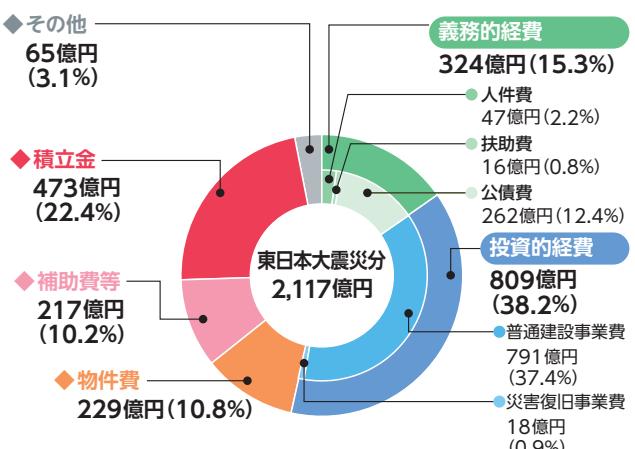
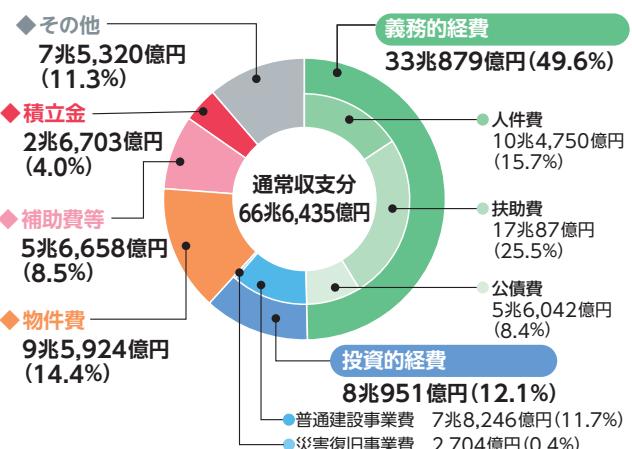
純計



都道府県



市町村

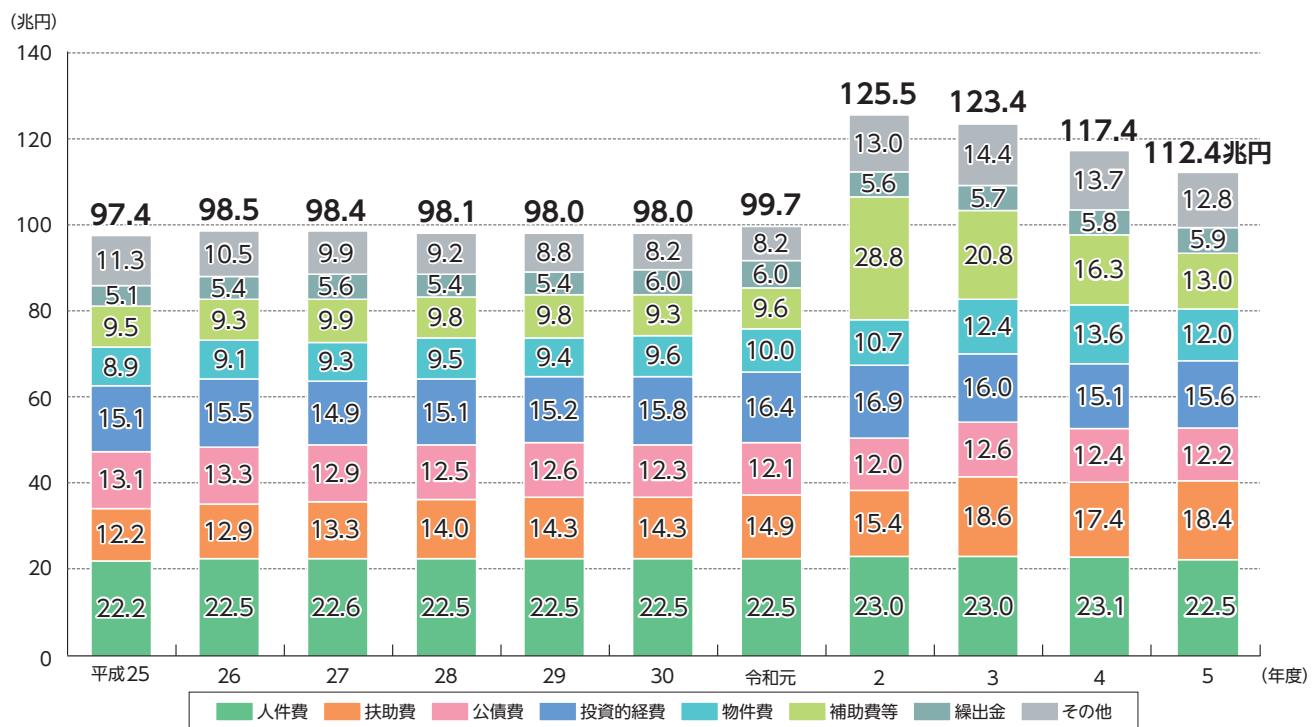


6 性質別歳出の内訳

令和5年度は、補助費等が減少しています。

10年前の平成25年度と比べて、扶助費、物件費が増加傾向にあります。

性質別歳出決算額の推移

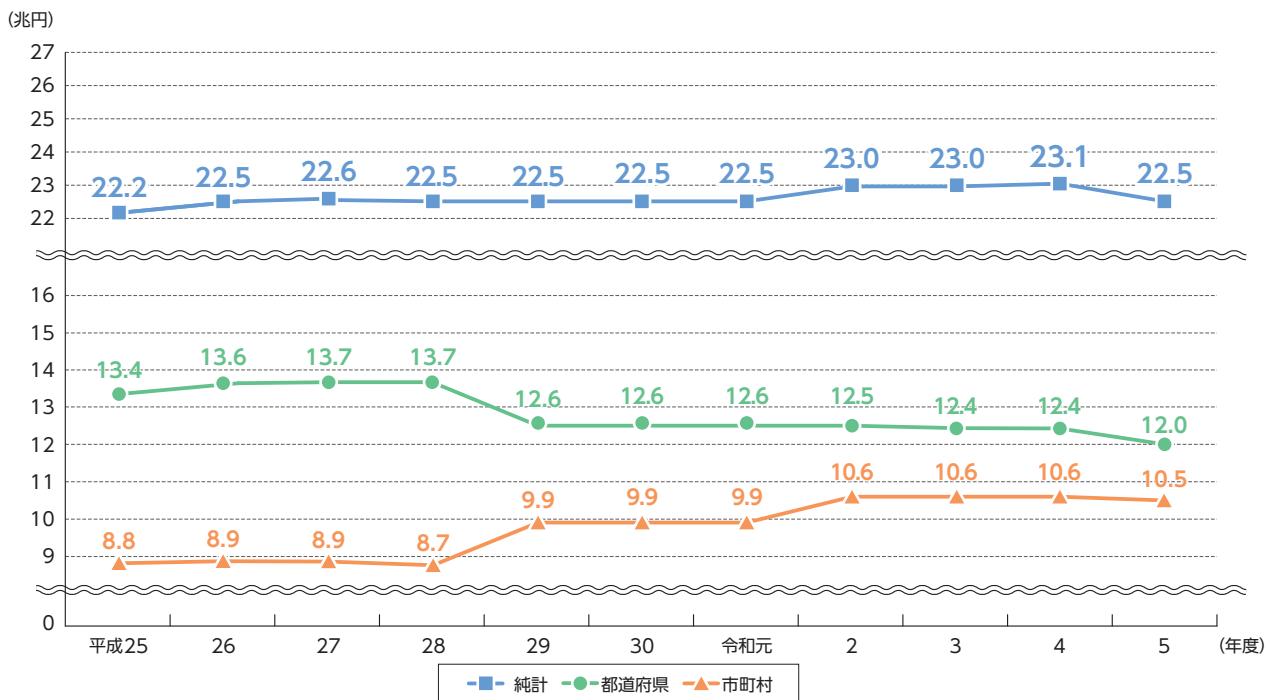


扶助費の目的別内訳の推移

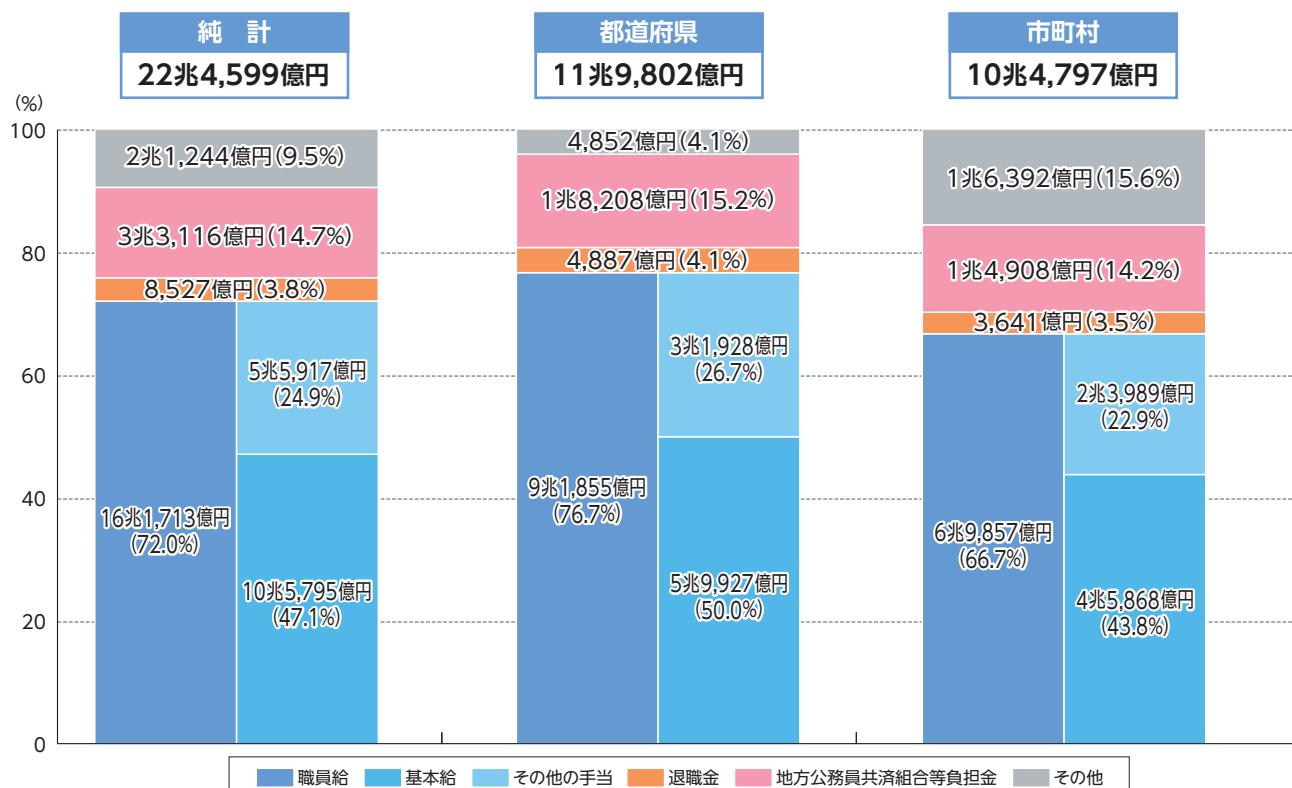


令和5年度の人物費は、地方公務員の定年引上げに伴う退職手当の減少等により、前年度と比べると2.7%減少しています。

人物費の推移

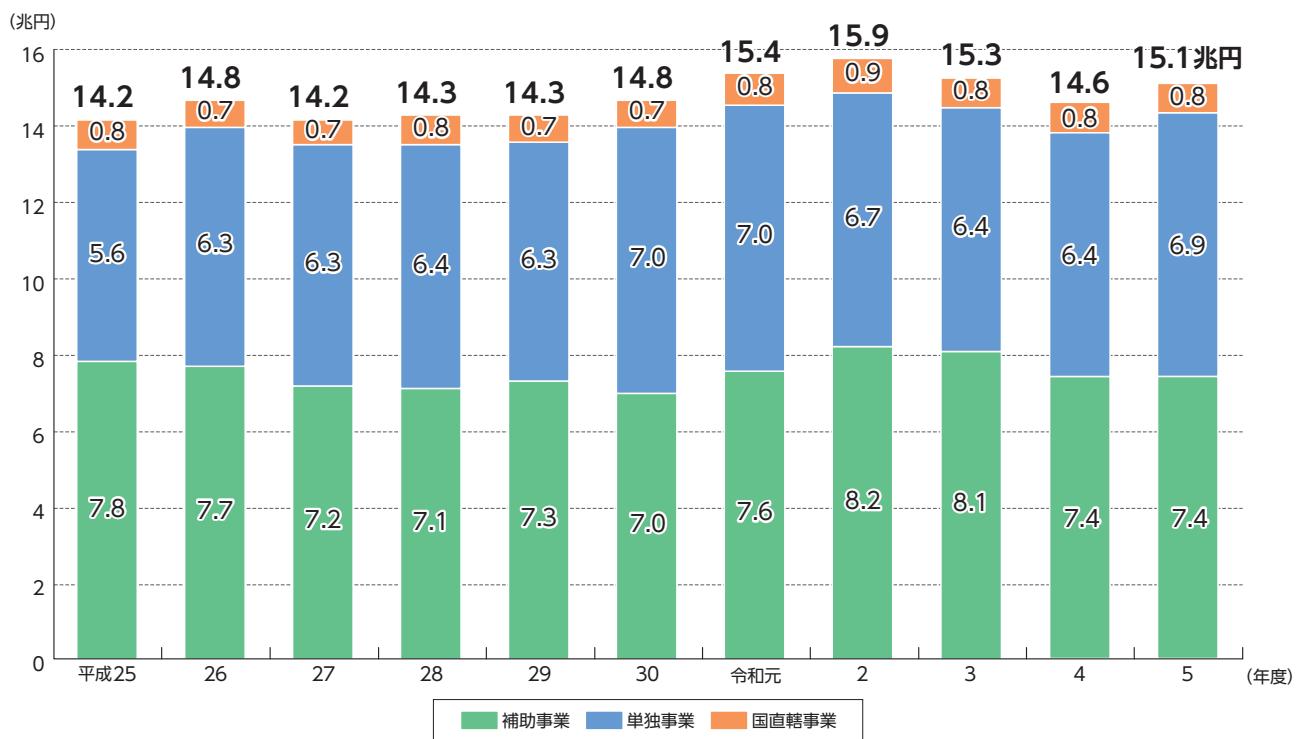


人物費の費目別内訳

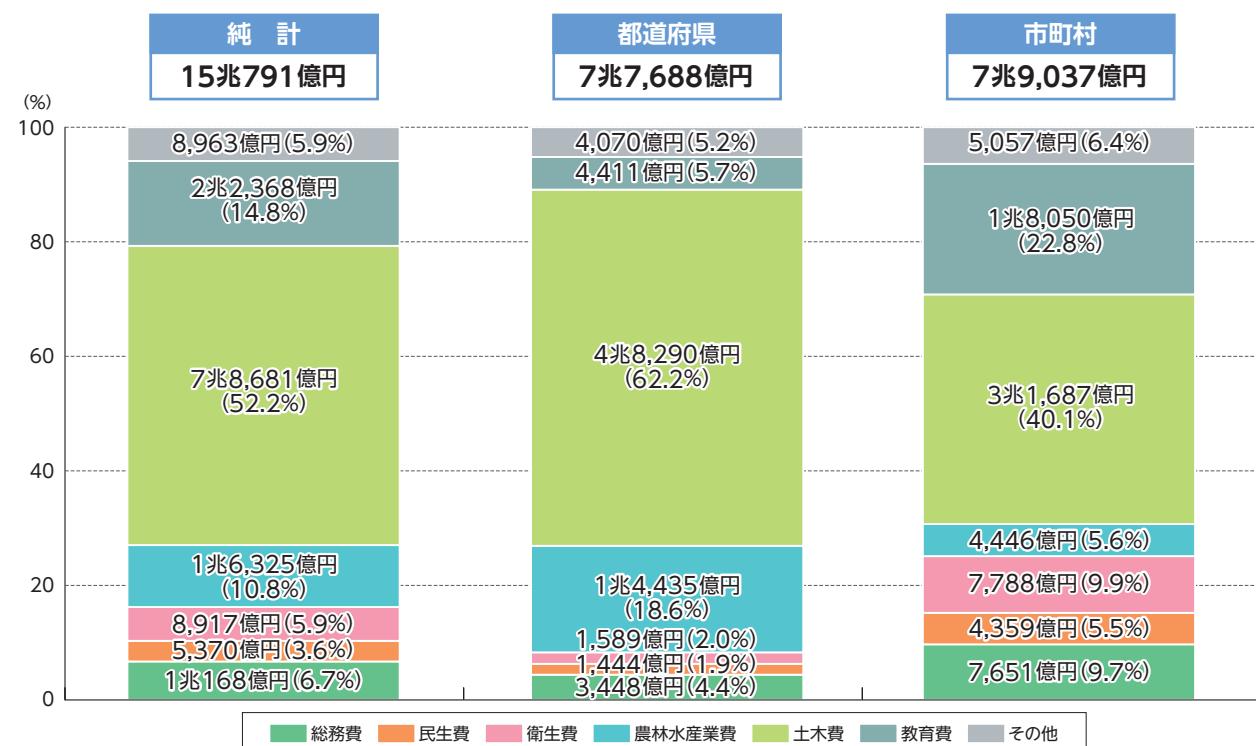


令和5年度の普通建設事業費は、単独事業費の増加等により、前年度と比べると3.4%増加しています。また、普通建設事業費の目的別内訳では、土木費が最も大きな割合を占めています。

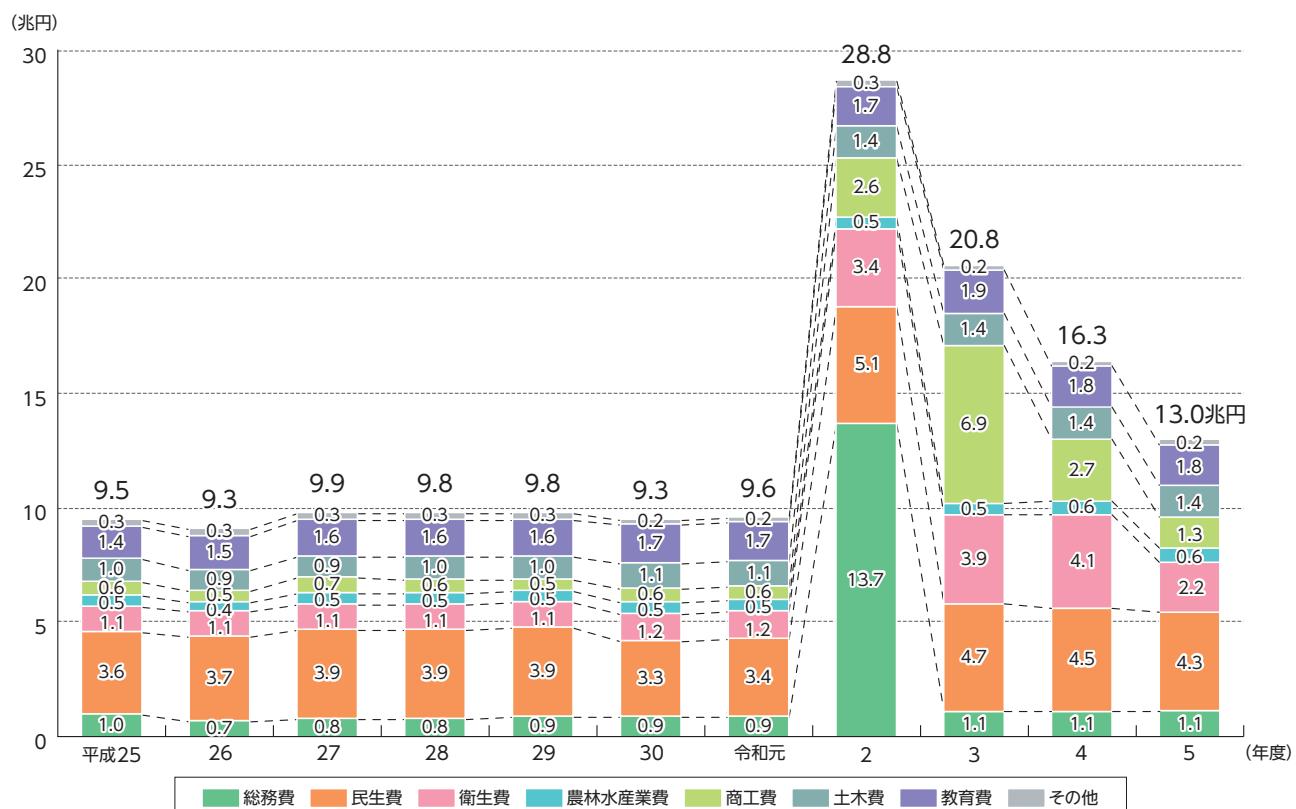
普通建設事業費の性質別内訳の推移



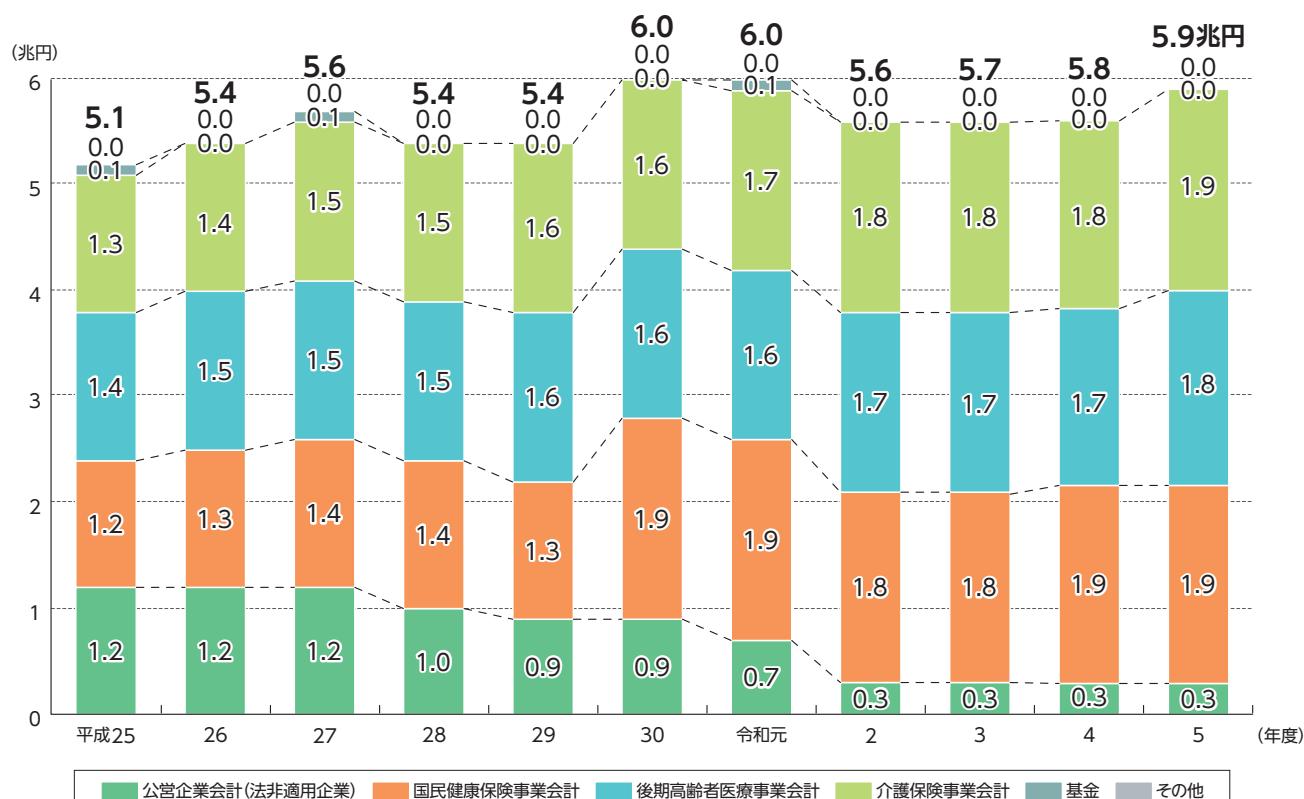
普通建設事業費の目的別内訳



補助費等の目的別内訳の推移



繰出金の繰出先内訳の推移



財政構造の弾力性

財政の行政需要への対応能力はどうなっているのでしょうか？

地方公共団体が住民からのニーズに的確に応えていくためには、毎年支出が必要になる義務的経費に充てる財源に加えて、社会経済や行政需要の変化に適切に対応していくための施策に充てる財源を確保していくことが必要です。その財源の確保の程度を財政構造の弾力性といいます。

1 経常収支比率

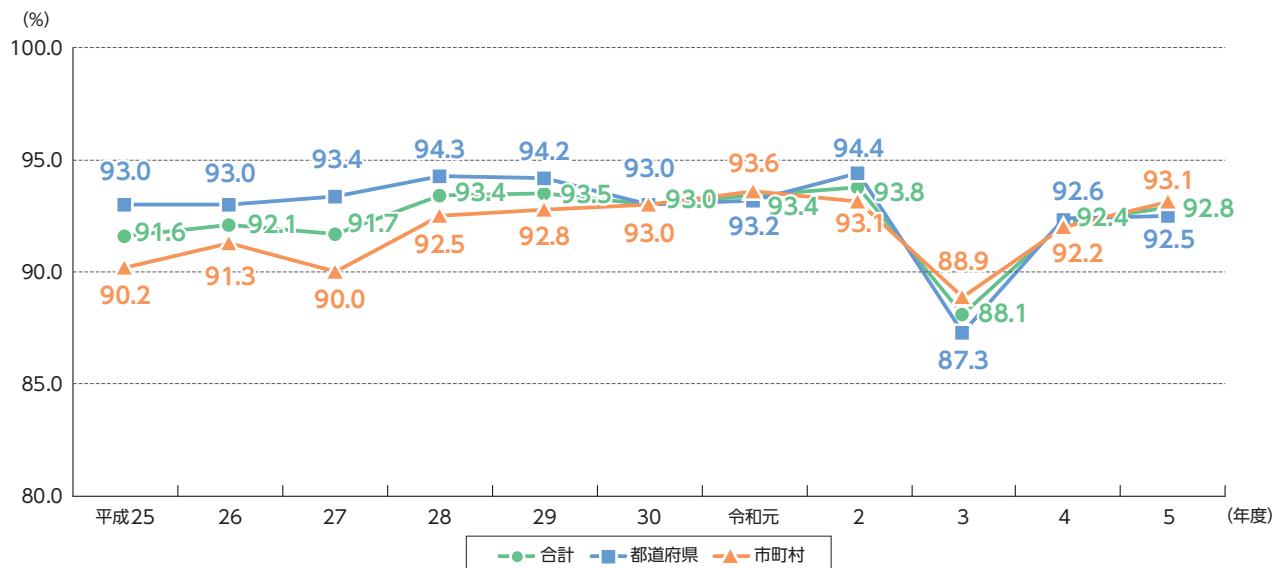
令和5年度の経常収支比率は、前年度より0.4ポイント上昇して92.8%となりました。

$$\text{経常収支比率} = \frac{\text{人件費、扶助費、公債費等に充当した一般財源等}}{\text{経常一般財源等(地方税+普通交付税等) + 減収補填債特例分+臨時財政対策債}} \times 100$$

経常収支比率とは、人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費（経常的経費）に充当された一般財源が、地方税、普通交付税を中心とする毎年度経常的に収入される一般財源（経常一般財源）、減収補填債特例分及び臨時財政対策債の合計額に占める割合をいいます。

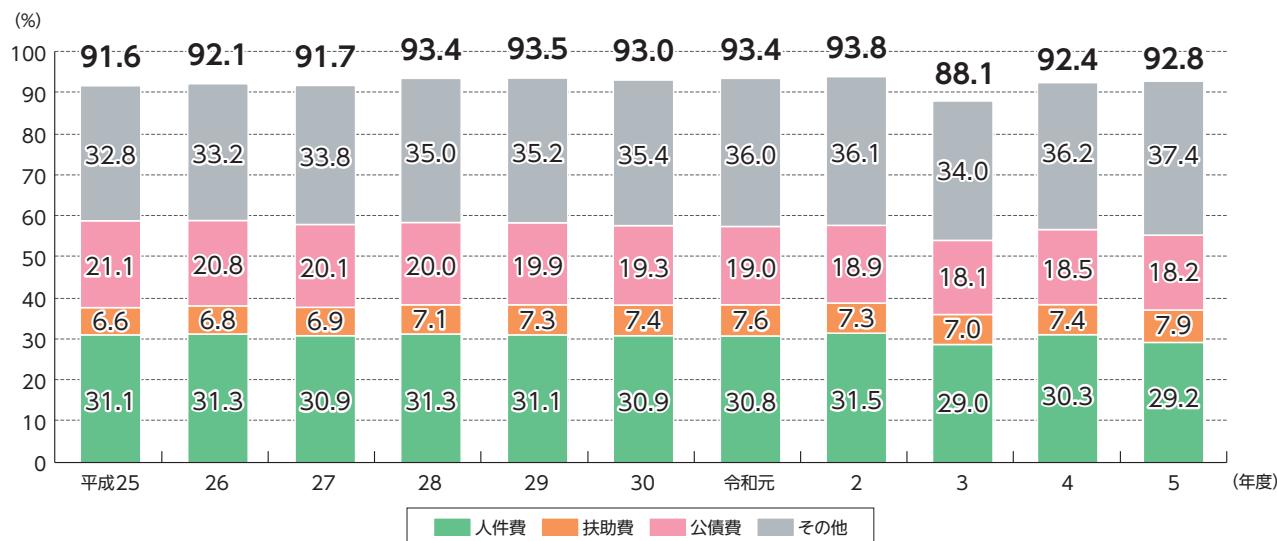
※令和2年度・令和3年度は、猶予特例債も含まれます。

経常収支比率の推移



※合計及び市町村には、特別区及び一部事務組合等は含まれていません。

経常収支比率(合計)の内訳

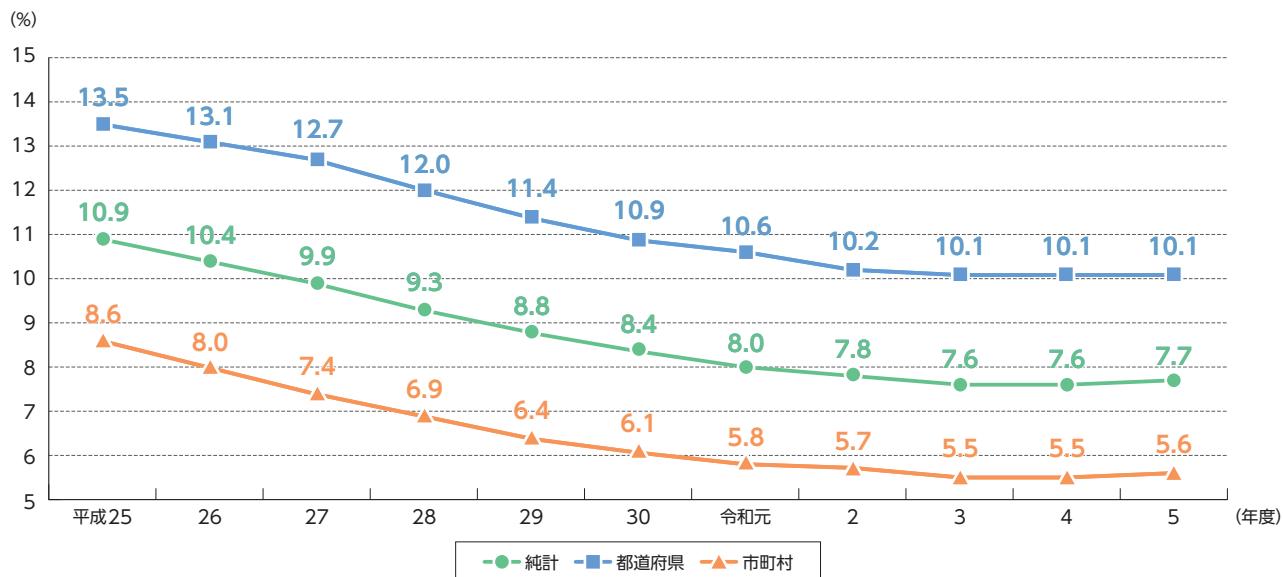


2 実質公債費比率

地方公共団体の借入金の元金及び利子の支払いのための費用である公債費は、特に弾力性に乏しい経費であることから、その動向に常に注意する必要があります。

その公債費に係る負担の度合いを判断するための指標に、実質公債費比率があります。

実質公債費比率の推移



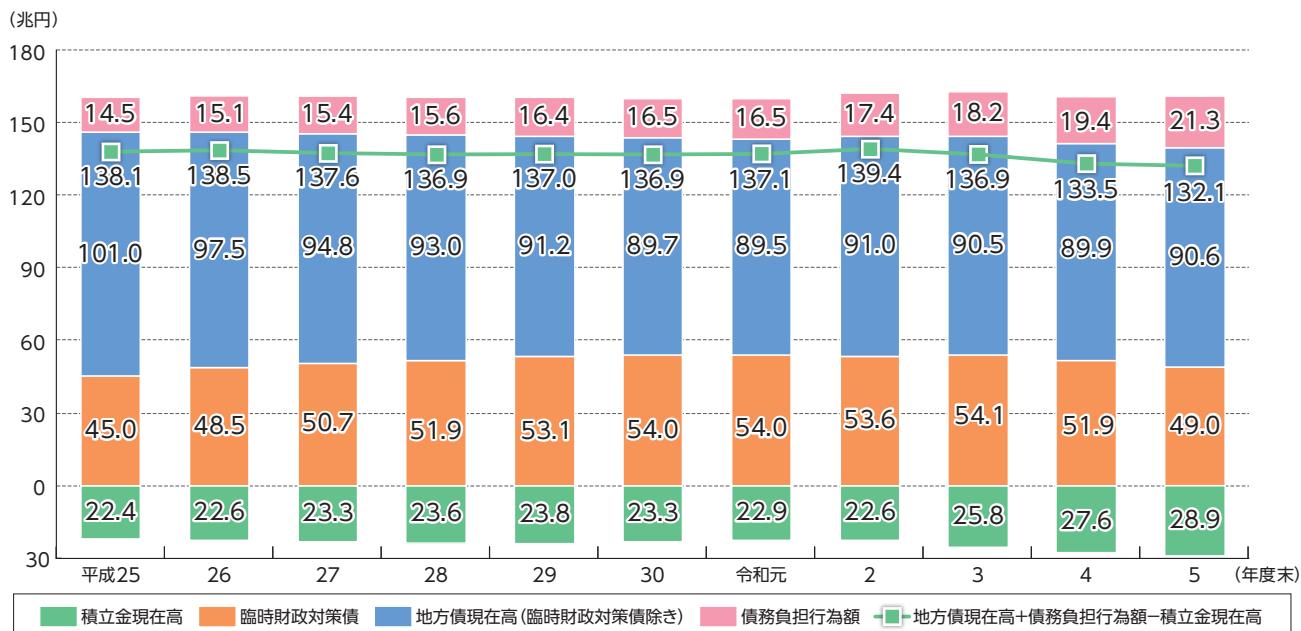
※実質公債費比率：実質公債費比率とは、借入金(地方債)の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示すものです。

将来の財政負担

地方財政の借入金はどうなっているのでしょうか？

1 地方債現在高及び債務負担行為額の推移

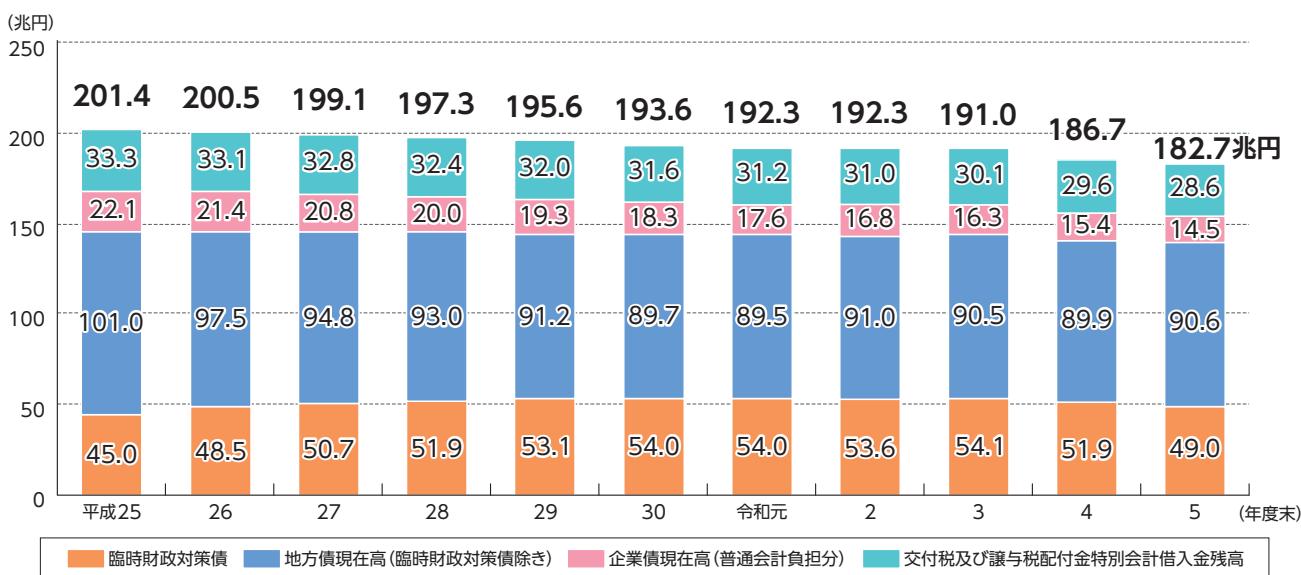
令和5年度末における地方債現在高及び債務負担行為による実質的な将来の財政負担は132兆701億円で、前年度末と比べると1.1%減となっています。そのうち、地方債現在高は、臨時財政対策債の現在高の減少等により、139兆6,175億円で前年度末と比べると1.5%減となっています。



(注)債務負担行為額は、翌年度以降の支出予定額です。

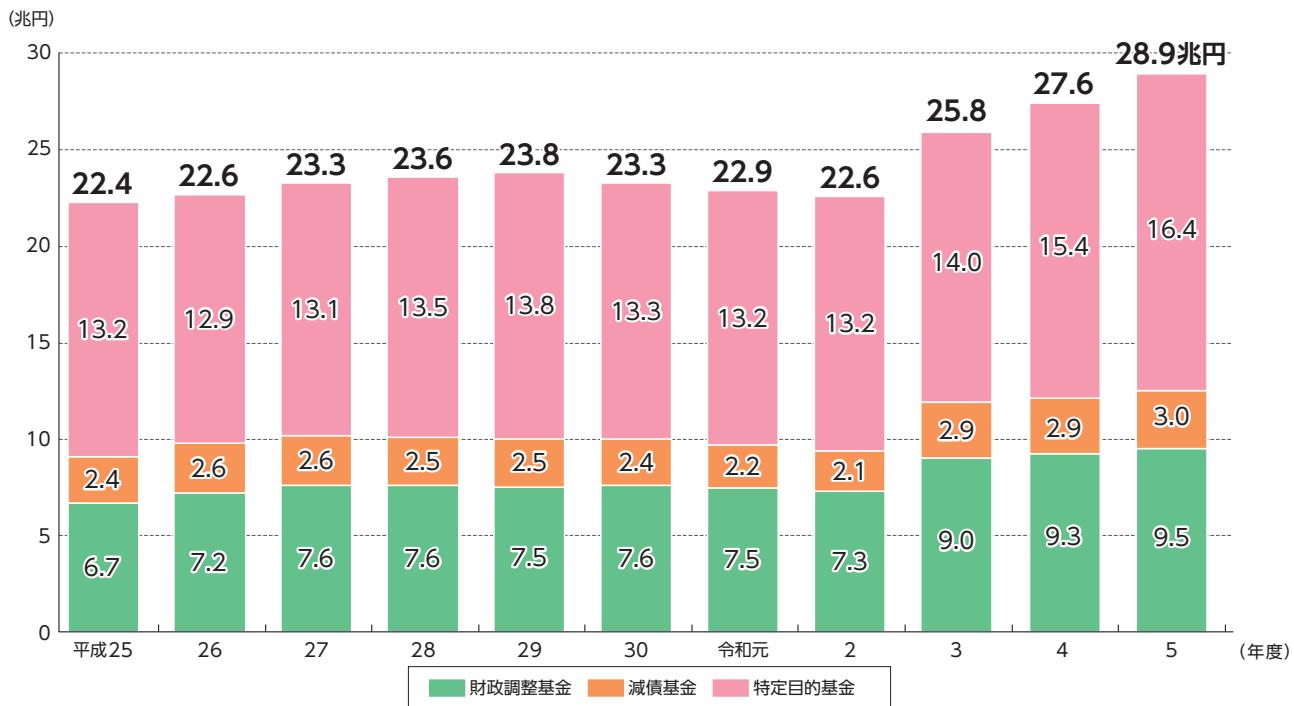
2 普通会計が負担すべき借入金残高の推移

地方債現在高のほか、地方財源不足に対処するための交付税及び譲与税配付金特別会計借入金、公営企業において償還する企業債のうち普通会計がその償還を負担するものを含めた借入金残高は、令和5年度末で182兆7,049億円となっており、依然として高い水準にあります。



3 積立金現在高の推移

令和5年度末における積立金現在高は28兆8,723億円で、平成25年度末と比較すると、6兆4,920億円の増加となっています。



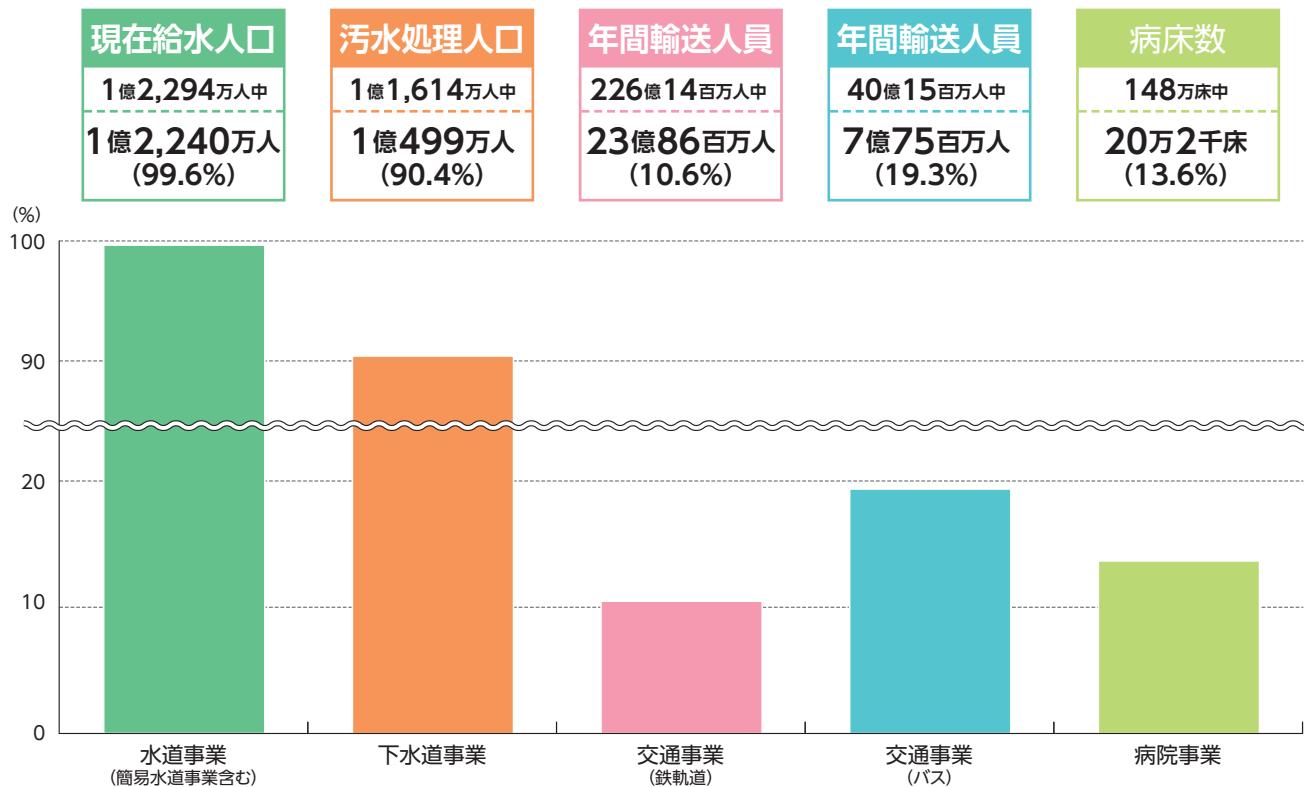
(注)積立金現在高には満期一括償還地方債の元利償還に充てるための減債基金への積立額は含まれていません。

公営企業等

公営企業等の状況はどのようにになっているのでしょうか？

1 公営企業等の果たす役割

公営企業等は、住民の生活水準の向上を図るうえで大きな役割を果たしています。



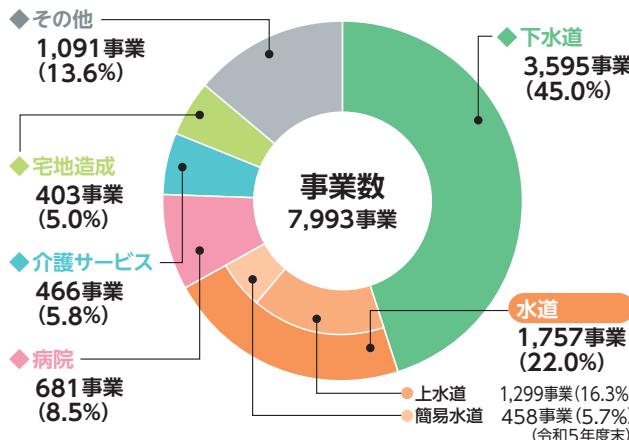
(注1)法適用企業(公営企業型地方独立行政法人を含む。)及び法非適用企業が行う事業を対象とする。

(注2)グラフは、実施されている全国の全事業全体を100とした場合の公営企業等が占める割合を表しています。

(注3)全国の全事業全体の数値は、各関係機関の統計資料により作成しています。

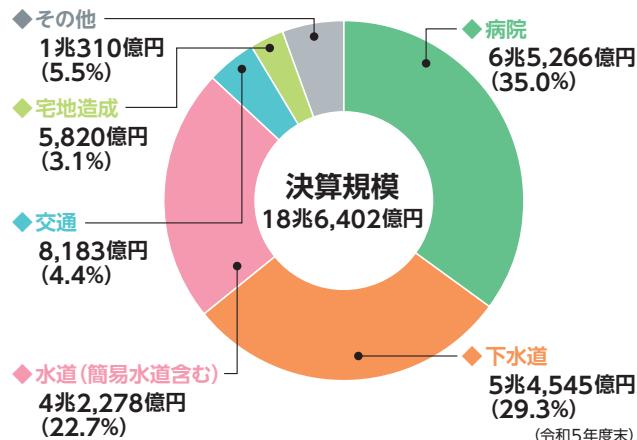
2 公営企業等の事業数

事業数は、7,993事業であり、事業別にみると、下水道事業が最も大きな割合を占め、以下、水道事業、病院事業、介護サービス事業、宅地造成事業の順になっています。



3 決算規模

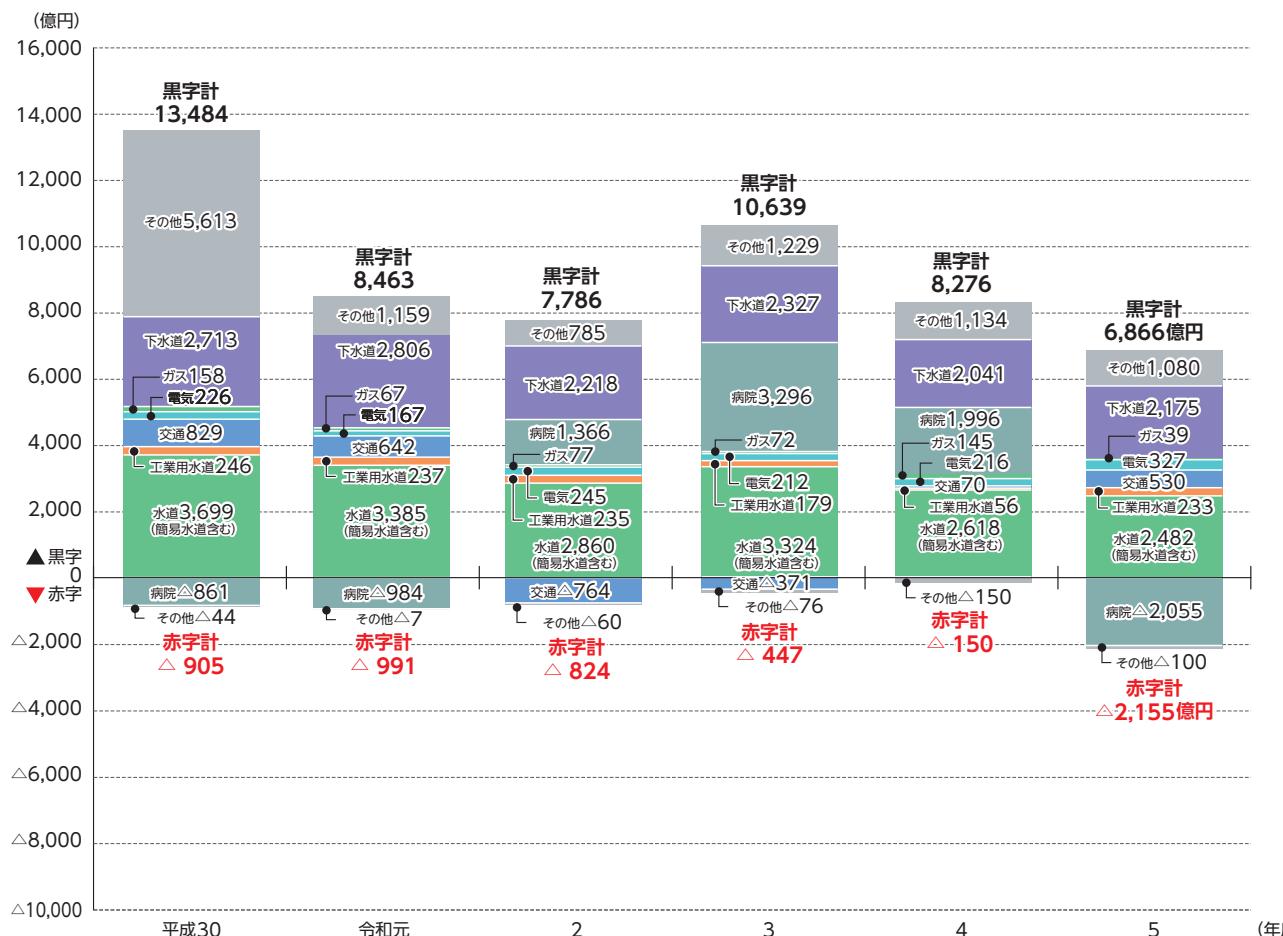
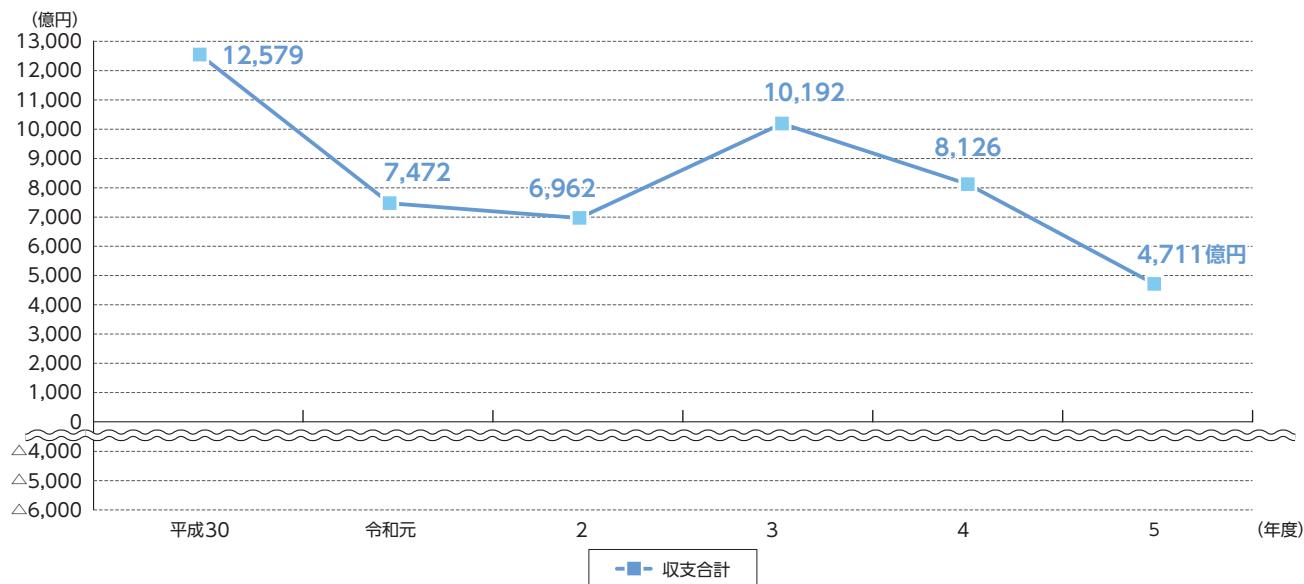
決算規模は、18兆6,402億円で、事業別にみると、病院事業が最も大きな割合を占め、以下、下水道事業、水道事業、交通事業、宅地造成事業の順になっています。



4 経営状況

経営状況は、4,711億円の黒字となっており、主な事業でみると、水道事業、工業用水道事業、交通事業、電気事業、ガス事業及び下水道事業は黒字になっています。

公営企業等の経営状況の推移



東日本大震災の影響

1 被災団体における決算の状況

1. 特定被災県

特定被災県である9県の歳入総額は10兆2,840億円で、前年度と比べると8,381億円減(7.5%減)(全国では8.2%減)となっています。また、歳出総額は10兆173億円で、前年度と比べると7,991億円減(7.4%減)(全国では8.2%減)となっています。

※特定被災県……「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」(平成23年法律第40号)第2条第2項に定める特定被災地方公共団体である県。(青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県、新潟県、長野県)

特定被災県の歳入歳出

〈特定被災県の歳入歳出の状況〉

(単位：億円・%)

区分	令和5年度	令和4年度	比較		(参考)全国比較
			増減額	増減率	
歳 入	102,840	111,221	▲8,381	▲7.5	▲8.2
歳 出	100,173	108,164	▲7,991	▲7.4	▲8.2

2. 特定被災市町村等

特定被災市町村等である227市町村の歳入総額は7兆7,975億円で、前年度と比べると1,162億円減(1.5%減)(全国では0.4%増)となっています。また、歳出総額は7兆4,839億円で、前年度と比べると718億円減(1.0%減)(全国では0.6%増)となっています。

※特定被災市町村等……「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第二条第二項及び第三項の市町村を定める政令」(平成23年政令第127号)の別表第1に定める特定被災地方公共団体である市町村並びに同令の別表第2及び別表第3に定める市町村のうち特定被災地方公共団体以外のもの。(岩手県33団体、宮城県35団体、福島県59団体など、11県227市町村)

特定被災市町村等の歳入歳出

〈特定被災市町村等の歳入歳出の状況〉

(単位：億円・%)

区分	令和5年度	令和4年度	比較		(参考)全国比較
			増減額	増減率	
歳 入	77,975	79,137	▲1,162	▲1.5	0.4
歳 出	74,839	75,557	▲718	▲1.0	0.6

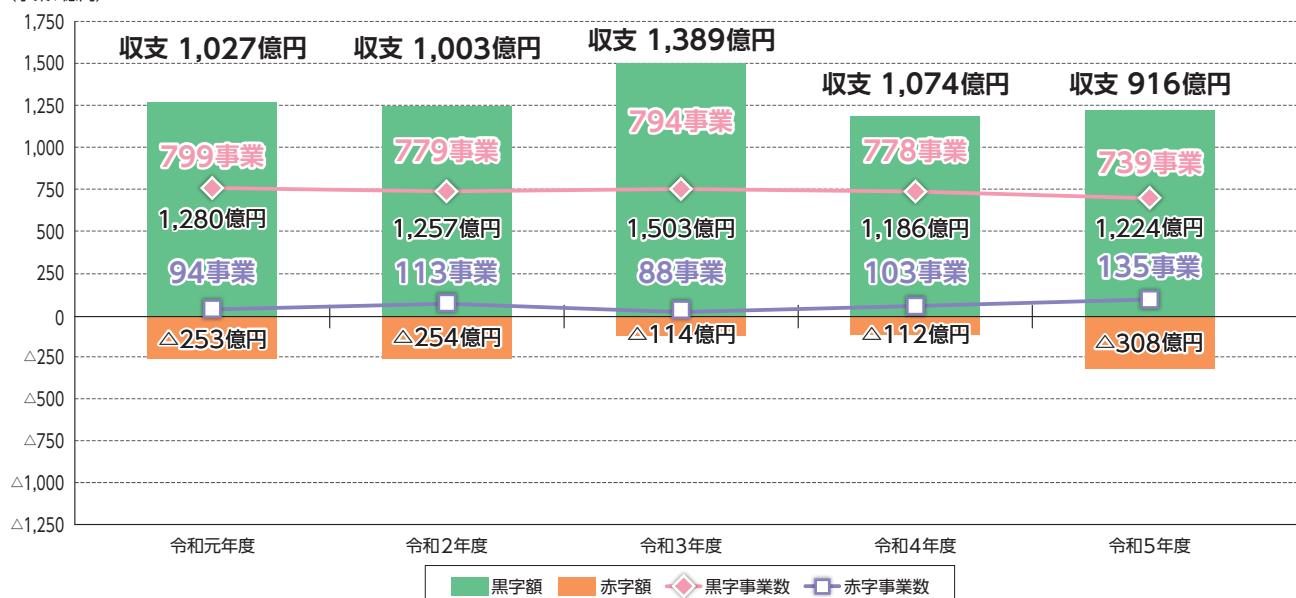
2 被災団体における公営企業等の経営状況

特定被災地方団体における公営企業等の総収支は916億円の黒字で、前年度に比べ158億円、14.7%減少しています。黒字事業は739事業で全体の84.6%、赤字事業は135事業で全体の15.4%となっています。

※特定被災地方団体……「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」第2条第2項に定める特定被災地方公共団体である9県及び「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第2条第2項及び第3項の市町村を定める政令」の別表第1に定める特定被災地方公共団体である178市町村(当該団体が加入する一部事務組合等を含む。)

特定被災地方団体における公営企業等の経営状況

(事業、億円)

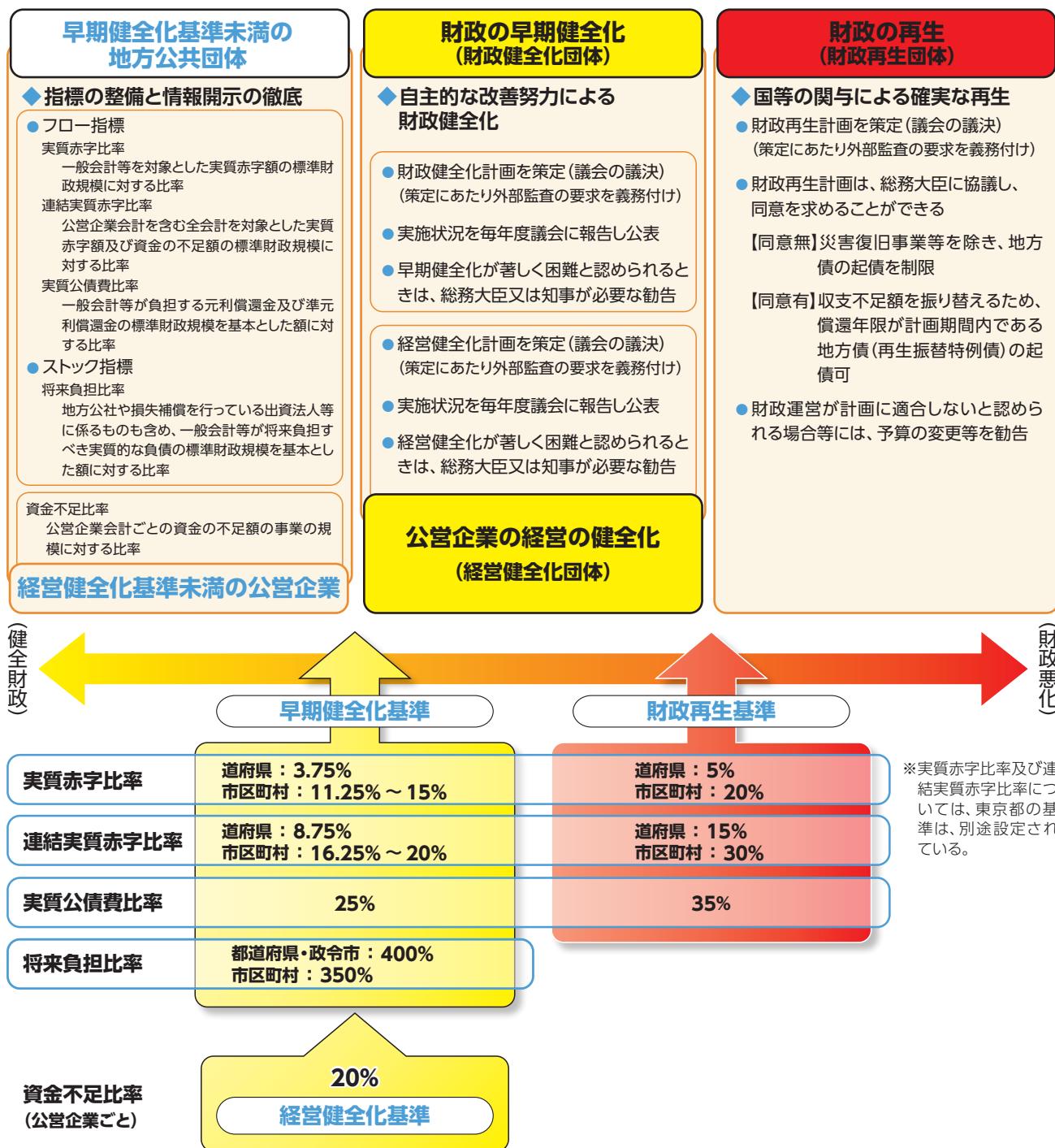


地方財政健全化の推進

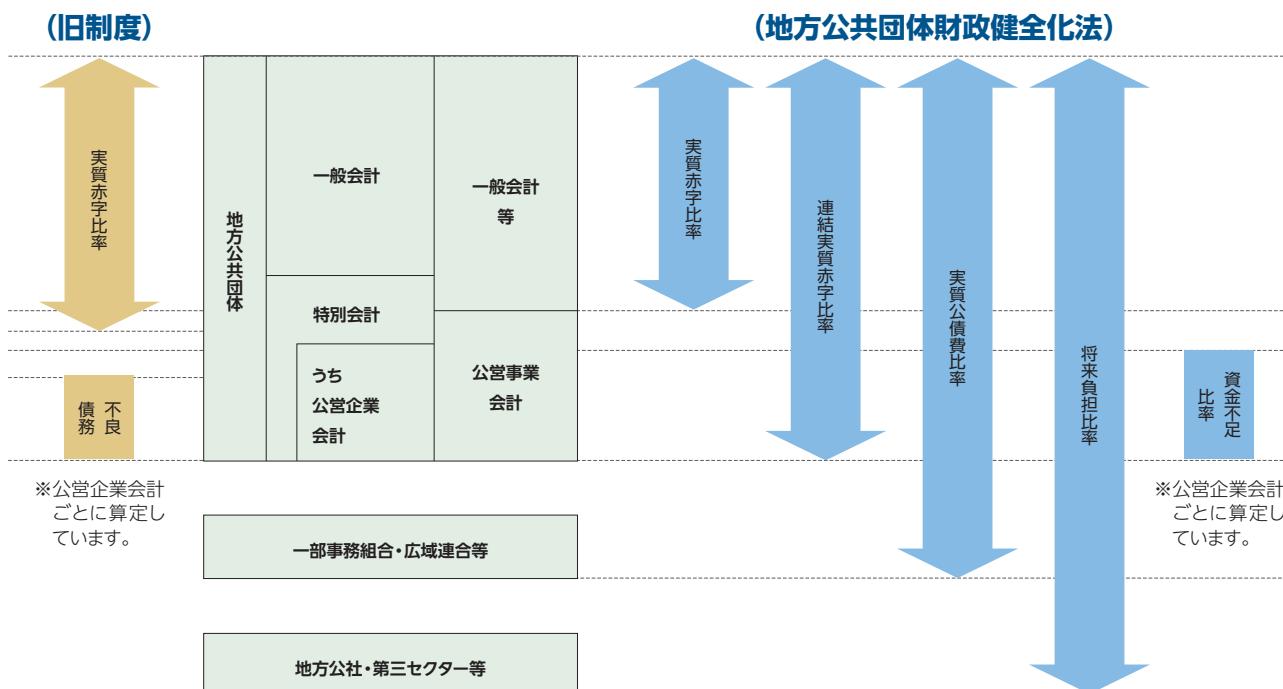
1 地方公共団体の財政の健全化に関する法律の概要

旧来の地方公共団体の財政再建制度では分かりやすい財政情報の開示や早期是正機能がない等の問題が指摘されていたため、新たな指標の整備とその開示の徹底、財政の早期健全化や再生を図る「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が平成21年4月に全面施行されています。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の概要



健全化判断比率等の対象



2 健全化判断比率・資金不足比率の状況

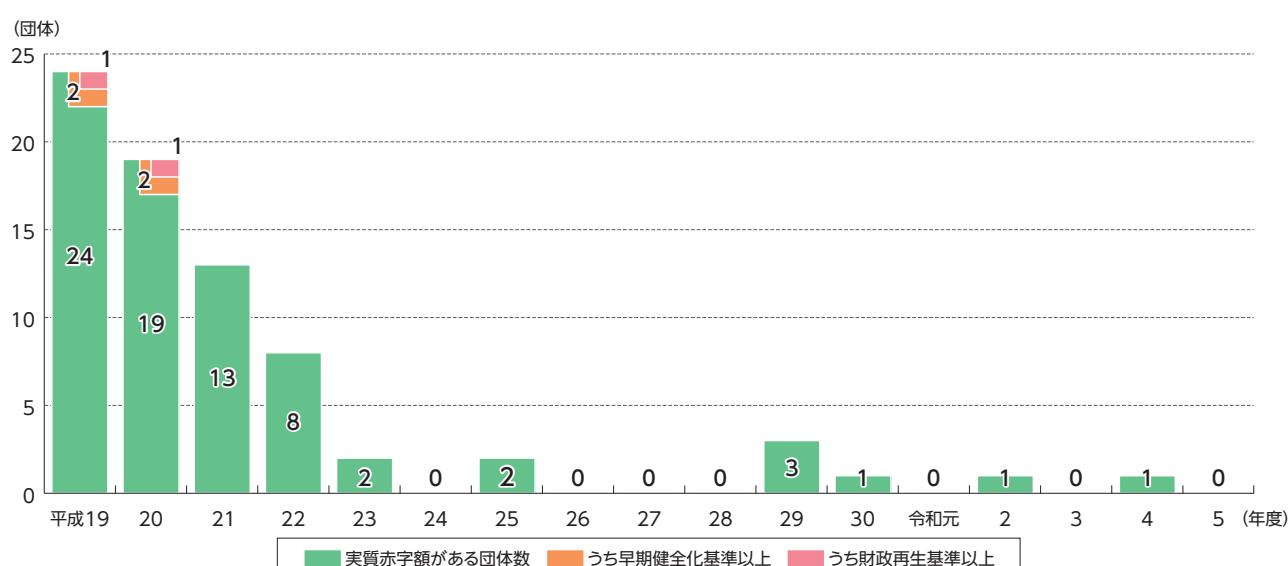
実質赤字比率

実質赤字額がある団体数の推移は、下図のとおりです。

令和5年度決算において、実質赤字額がある(実質赤字比率が0%超である)団体はありません。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

実質赤字比率とは、福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示すものです。



地方財政健全化の推進

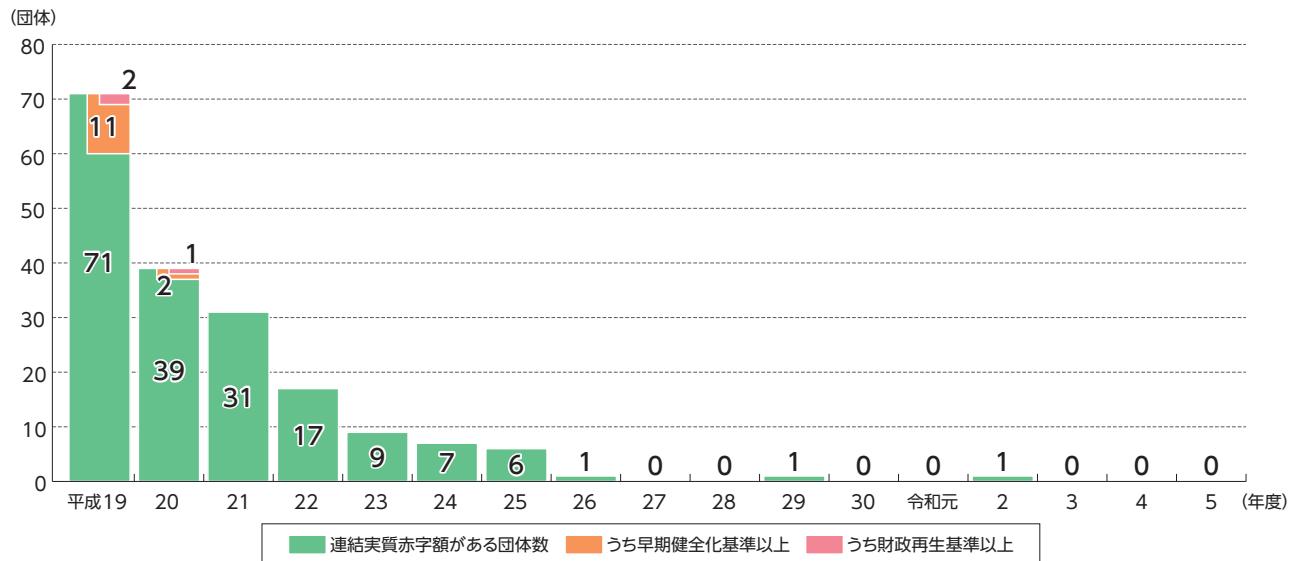
連結実質赤字比率

連結実質赤字額がある団体数の推移は、下図のとおりです。

令和5年度決算において、連結実質赤字額がある(連結実質赤字比率が0%超である)団体はありません。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

連結実質赤字比率とは、すべての会計の赤字と黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示すものです。



実質公債費比率

実質公債費比率が18%以上である団体数の推移は、下図のとおりです。

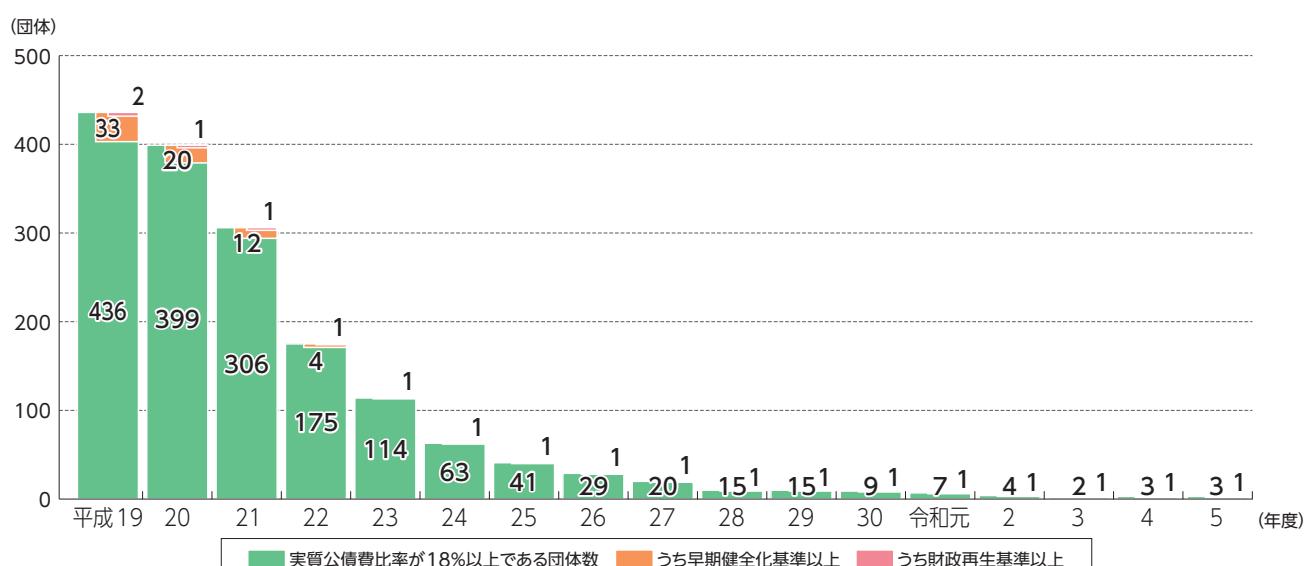
令和5年度決算において、実質公債費比率が早期健全化基準以上である団体数は市区1団体で、当該団体は財政再生基準以上となっています。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(地方債の元利償還金 + 準元利償還金) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

(3か年平均)

実質公債費比率とは、借入金(地方債)の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示すものです。

*実質公債費比率が18%以上の地方公共団体は、地方債の発行に総務大臣等の許可が必要です。



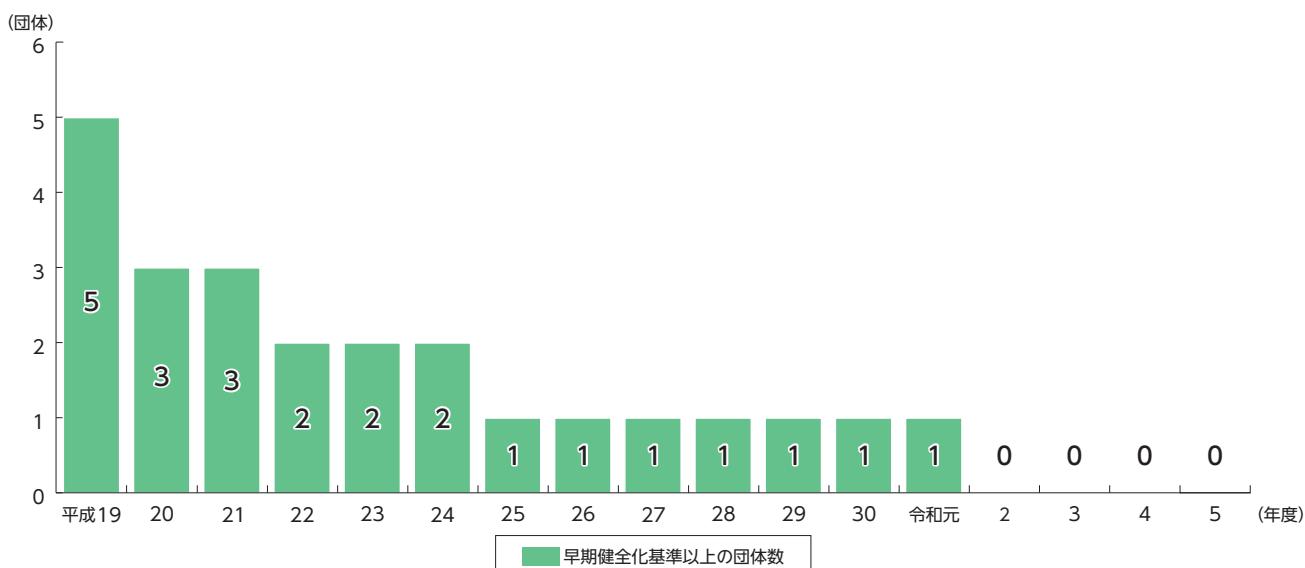
将来負担比率

将来負担比率が早期健全化基準以上である団体数の推移は、下図のとおりです。

令和5年度決算において、将来負担比率が早期健全化基準以上である団体はありません。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

将来負担比率とは、地方公共団体の一般会計等の借入金(地方債)や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示すものです。なお、将来負担比率には、財政再生基準は設けられていません。



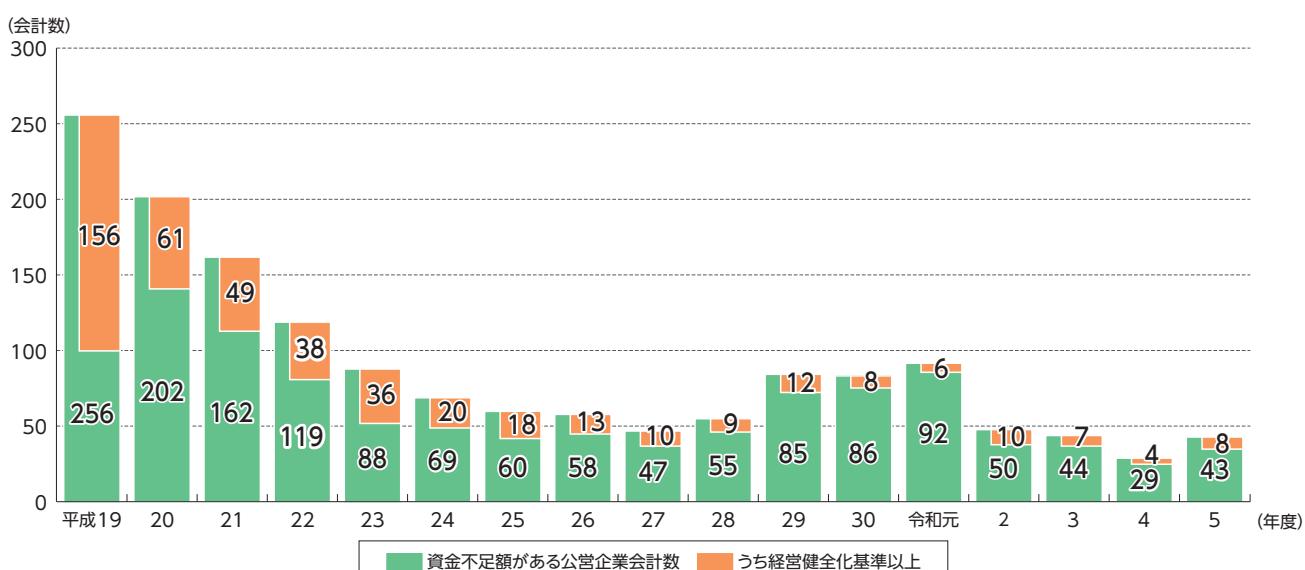
資金不足比率

資金不足額がある公営企業会計数の推移は、下図のとおりです。

令和5年度決算において、資金不足額がある(資金不足比率が0%超である)公営企業会計数は、43会計となっています。このうち資金不足比率が経営健全化基準以上である会計数は、8会計となっています。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

資金不足比率とは、公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示すものです。



目で見る日本の地方財政
地方財政の状況

令和7年版
地方財政白書ビジュアル版
(令和5年度決算)



総務省自治財政局財務調査課
〒100-8926 東京都千代田区霞が関2-1-2
TEL.03-5253-5111(内線5649)
FAX.03-5253-5640

<https://www.soumu.go.jp/>